

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

〔1〕設置の趣旨

（1）大学院の沿革と目的

本大学院は、平成 15 年 4 月、高度に専門化された知識と技術を修得した看護職者の養成を目指す「看護学研究科」（設置専攻：看護学専攻[修士課程]）と、人文・社会・自然科学を融合し、幅広く人間の科学にアプローチする「総合人間科学研究科」（設置専攻：医療工学専攻[修士課程]、医療経営学専攻[修士課程]、臨床心理学専攻[博士課程]）の 2 研究科で開設した。

その後、総合人間科学研究科では、平成 16 年 4 月に「医療福祉学専攻[修士課程]」を増設し、平成 17 年 4 月に「医療工学専攻[修士課程]」を「博士課程」に変更した。また、平成 18 年 4 月には、人間環境・社会環境を支える社会生活基盤（インフラストラクチャ）を科学技術的側面から探究する「社会環境科学研究科」（設置専攻：建築・環境学専攻[修士課程]、情報通信学専攻[修士課程]）を開設した。また、平成 19 年 4 月には、総合人間科学研究科に「コミュニケーション学専攻[修士課程]」を増設するとともに、「臨床心理学専攻[博士前期課程]」の学生募集を停止し、「実践臨床心理学専攻[専門職学位課程]」に改組し、平成 20 年 4 月に「感性デザイン学専攻[修士課程]」を増設した。さらに、平成 21 年 4 月には、学問分野を整理・改編することによって専門性をより明確にし、管理運営面における機動性を向上させるため「総合人間科学研究科」を発展的に解消し、分割改組した「医療・福祉科学研究科」（設置専攻：医療工学専攻[博士課程]、医療福祉学専攻[修士課程]、医療経営学専攻[修士課程]）と「心理科学研究科」（設置専攻：臨床心理学専攻[博士後期課程]、コミュニケーション学専攻[修士課程]、感性デザイン学専攻[修士課程]、実践臨床心理学専攻[専門職学位課程]）の 2 研究科を設置し、組織体系において学部名称との整合と名称の整合によって学内外への訴求効果を高めるため「社会環境科学研究科」を「工学研究科」に名称変更した。

本大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

（2）教育・研究上の理念・目的

本大学院の「薬学研究科」における教育上の理念は、崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、先端医学の研究開発や高度先進医療の実践に益する薬学研究者、教育者及び薬剤師指導者の養成を図り、もって人類の健康・福祉に貢献すると共に、医療薬学、及び創薬の学際領域発展に寄与することである。

医療分野の進展には目覚ましいものがあり、臨床現場の一員である薬剤師にも、「くすり」のスペシャリストとして、より高度な専門知識・技能が要求されている。本研究科はこのような要求に応えることを社会的使命と考え、「くすり」という生理活性物質を多角的方面から捉えた高度な研究能力を有する薬剤師研究者（Pharmacist Scientist）の養成を目的としている。また、地域医療に携わっている現役薬剤師に対して、専門知識を体系的に修得し、かつ研究能力を涵養するための教育・指導プログラムを提供し、専門薬剤師などの資格取得を支援することも教育目標の一つとして加えている。

（３）設置する研究科・専攻の課程及び定員、学位等

今般設置する研究科の課程等は次のとおりである。

研究科	専 攻	課 程	修業年限	入学定員	収容定員	学 位
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	４年	２人	８人	博士 (薬学)

本研究科は、本学呉キャンパス（広島県呉市）に設置する。

〔２〕設置の必要性

（１）設置の必要性

大学において、高度な教育と研究は車の両輪であり、教育は研究を刺激し、研究は教育を刺激する。即ち、研究を日常的に実施することにより、新しい時代が求める高度で専門的な知識や技能を教育に反映させることが可能である。同様に、学部生にとっても、日常的に研究活動を行う教員や大学院生に接することで、その研究活動を日常的に見聞することとなり、より高度な医療を担える薬剤師や薬剤師指導者、並びに薬学研究指導者の重要性や必要性を認識し実感するようになってくる。本大学薬学部において、大学院設置を必要とする主な理由は以下の３点が挙げられる。

- ①本大学薬学部薬学科において、在学生を対象に実施した本研究科設置に係るヒアリング調査を行ったところ、複数の学生から大学院入学希望の回答があった。即ち大学院を設置することは、本大学の学生の要望にも合致する。
- ②地域の医療機関で働いている現役薬剤師や、近隣の中核となっている医療機関の独立行政法人国立病院機構 呉医療センター・中国がんセンター、国家公務員共済組合連合会 呉共済病院及び独立行政法人労働者健康福祉機構 中国労災病院の薬剤部(科)長に、本研究科設置に関する意見を聴取したところ、本研究科の設立を歓迎し、また、連携することに賛意を得た。即ち、本大学に大学院を設置することは、地域の医療機関との共同研究などの場を提供するものであり、薬剤師としての資質向上に繋がり、地域貢献としても有意義である。
- ③学部の上に大学院を設置することは、研究も行うべき大学の本来の姿であり、教員スタッフの研究意欲を刺激し資質向上が期待できる。また、学部学生に対する卒業研究

指導や教育能力の向上及びその維持にも好影響を与えると期待される。

【別紙資料 1】

『広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）設置に係るヒアリング調査結果』参照

（２）社会的背景

未来の医療を拓く基礎研究を担う研究者を確保するとともに、国際的に通用する医療系人材やライフイノベーションを担う能力を持つ人材を養成することは、医療系大学院の社会的責務であり、その様な人材を養成するためには、高度化・多様化する医療の動向等を見据えた体系的かつ実践的な教育を展開することが必要である。

また、医療系薬学の大学院が養成すべき医療系薬学研究者の人材像としては、創薬研究や薬物治療の最適化研究に従事する研究者、漢方医薬学や健康科学、衛生科学などの研究者、がん領域などの認定薬剤師や専門薬剤師、個別化医療など高度な医療を推進する薬剤師研究者（Pharmacist Scientist）、薬剤疫学やトランスレーショナルリサーチなどを推進する薬学研究者、医療行政をリードする医療系薬学研究者などが挙げられている。

一方、現今の医療系大学院を取り巻く状況は大きく変化しつつあり、薬学の場合では薬学部教育 6 年制の導入以来、研究者等を志す大学院への進学希望者が減少しているのが現状である。また、優れた研究能力等を備えた医療人の養成機能が強化されてきてはいるが、専門資格取得のみに重きを置き、具体的に修得させるべき臨床技能や研究能力に関する到達目標が不明確な場合も少なくない等の課題・問題点が指摘されている。

（３）社会的要請への対応

① 医療系大学院における人材養成法に関して、前述したように、「高度化・多様化する医療の動向等を見据えた体系的かつ実践的な教育を展開する」ように提言されている。本研究科においては、実践的な教育の一助として、高度医療を実践している地域の総合病院と連携し、臨床現場での実践的な臨床研修を行うと共に、将来的に認定薬剤師や専門薬剤師の資格を取得するための一助となる教育・研究プログラムを提供する。連携する医療機関は、以下の 3 病院である。

(1) 独立行政法人国立病院機構 呉医療センター・中国がんセンター

(<http://www.kure-nh.go.jp/>)

(2) 国家公務員共済組合連合会 呉共済病院 (<http://www.kure-kyosai.jp/>)

(3) 独立行政法人労働者健康福祉機構 中国労災病院

(<http://www.chugokuh.rofuku.go.jp/index.html>)

本研究科における履修科目として、「医療薬学特設講座Ⅱ」を履修する学生は、上記 3 病院のいずれかにおいて、臨床研修プログラムを少なくとも 3 ヶ月間（480 時間）以上履修する。本プログラムは、患者情報を総合的に判断できるような技術を体験し、かつ養成するために、カンファレンスに参加できる機会を与えるとともに、薬剤師のためのフィジカルアセスメント（患者に直接接触し血圧、湿性ラ音等を診る）やポイントオブ

ケア（患者血液の簡易測定）等の研修を提供する。また、各医療施設の独自の研修プログラムも用意されており、将来的に認定薬剤師、専門薬剤師の受験資格の一部となる臨床研修も提供可能である。本プログラムを実施する際は、研究科教員と医療機関における薬剤師や医師が連携し学生を指導する。

- ②社会が要請する医療系薬学研究者の人材像に関しては、本大学担当教員の専門性や学生の要望及び医療系薬学の大学院が養成すべき医療系薬学研究者の人材像等を考慮し、医療薬学基盤研究分野コースでは、主に、創薬研究者や漢方医薬学・健康科学・衛生科学などの研究者、医療薬学支援研究分野コースと医療薬学研究分野コースにおいては、主に、薬剤疫学者や薬物治療の最適化研究に従事する研究者、個別化医療など高度な医療を推進する薬剤師研究者（Pharmacist Scientist）の養成を目指し、社会の要請に対応したいと考えている。

【別紙資料 2】

『広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）の教育課程及び履修モデル』参照

（４）人材養成の目標

本研究科担当となる教員の専門性、本大学薬学部薬学科において在学生を対象に実施した本研究科設置に係るヒアリング調査及び医療系薬学の大学院が養成すべき医療系薬学研究者の人材像を考慮し、以下に示すような研究分野を担当できる研究者の養成を目指す。

①医療薬学基盤研究分野コース

有機化学的手法に基づく新規医薬品の合成、天然物資源からの生理的活性成分の探索、生理活性成分の生体作用、環境衛生、食品栄養、生命科学関連の研究分野。

②医療薬学支援研究分野コース

生理活性成分の作用、体内動態、使用法、体内動態の制御等に関する研究分野。

③医療薬学研究分野コース

専門薬剤師、治験研究者、薬剤疫学研究者、高度薬物療法の開発関連の研究分野。

通常、自立した研究者とは、自分で研究テーマを設定し、高度で適切な実験を行い、学会発表を行うと共に、それを論文としてまとめ専門誌に発表し、さらに、類似の研究を行う学生や他の研究者に対し研究指導を行える人材と考える。本大学院の特色の一つとして、学生時代に研究意欲と向上心を植えつけるため、「医療薬学特設講座」を設置し、医療機関における臨床・講義研修への参加に加え、学会発表数や論文発表数及び講演受講数などを評価するシステムを導入している。これらの評価システムの導入により、学生の自主的な研究活動が啓発され、奮起することが期待される。

【別紙資料 1】

『広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）設置に係るヒアリング調査結果』参照

（５）修了後の進路

前述したように、医療薬学専攻の研究分野を、医療薬学基盤研究分野コース、医療薬学支援研究分野コース及び医療薬学研究分野コースの３つに大別している。このうち、医療薬学基盤研究分野コースは、他学部にも存在する学問分野であり、理学部や工学部、農学部、水産学部出身者等と広く競合するものと考えられる。製薬会社等において医薬品開発に従事する研究者、環境衛生及び食品衛生関連の公務員、大学教員などの進路を想定している。医療薬学支援研究分野コースは、医薬の作用や動きに密接に関連するコースであり、獣医学部や医学部及び薬学部出身者に特化した医療に係わる職種が主な進路である。医療機関で高度医療を実践する薬剤師研究者（Pharmacist Scientist）、製薬会社等で医薬品開発に従事する研究者、公務員及び大学教員などが期待される。医療薬学研究分野コースは、薬学部特有の学問・研究分野であり、中でも医療機関で働く臨床薬剤師をめざす者に有益なコースといえる。医療機関における認定薬剤師や専門薬剤師、あるいは薬剤疫学研究者、治験実施者などへの進路が最適である。さらに、公務員や大学教員としても望まれるものであり、幅広い医療関連分野からの求人が期待される。

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

〔1〕研究科の名称

「くすり」のスペシャリストを養成するための教育・研究を実践している学部を基盤に、高度化・多様化する医療の動向等を見据え、医療を拓く基礎研究を担う研究者、並びにより高度な実践能力を有した薬剤師研究者 (Pharmacist Scientist) を養成するために、体系的かつ実践的な薬学教育を展開することから、その名称を「薬学研究科」とする。

〔2〕専攻及び学位の名称

創薬研究、生命科学の基礎的研究、薬物治療の最適化研究、個別化医療など高度な医療を推進する薬剤師研究者 (Pharmacist Scientist) 等、薬学の学問領域から医療の発展に寄与する目的で、「医療薬学専攻」を設置し、学位名は「博士（薬学）」とする。

【別紙資料 3】『広島国際大学組織体系図』参照

〔3〕英訳名称（研究科、専攻、学位）

（1）研究科の英訳名称

薬学研究科の英訳名称を次のとおりとする。

＜薬学研究科＞

Graduate School of Pharmaceutical Sciences

（2）専攻の英訳名称

医療薬学専攻の英訳名称を次のとおりとする。

＜医療薬学専攻＞

Major for Pharmaceutical Health Care and Sciences

（3）学位の英訳名称

医療薬学専攻博士課程の学位の英訳名称を次のとおりとする。

＜博士（薬学）＞

Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Science

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

〔1〕教育・研究の基本方針

本大学は、社会的要請の強い実学教育を重視し、丁寧な教育指導ときめ細かな学習支援のもとで、人間性豊かな専門職業人を養成するというカリキュラム・ポリシーを掲げている。このポリシーを基盤に、本研究科においては、21世紀の先端医学と高度医療を支える人間性豊かな薬学研究者や薬学教育指導者、並びに高度な研究能力を有する薬剤師研究者 (Pharmacist Scientist) の養成を目指す。また、地域で働く現役薬剤師や将来医療機関において薬剤師としての活躍を希望する学生に対して、近隣の医療機関と連携し、各種認定薬剤師、専門薬剤師あるいは指導薬剤師の受験資格取得支援のためのプログラムを提供するなど、専門領域に関わる学術的な知識を体系的に習得しかつ研究能力を涵養するための教育課程や特別研究テーマを提供する。本研究科の教育研究支援プログラムや医療機関における臨床・講義研修等を通じ、社会人として豊かな人間性と倫理観を有しかつ高度医療の研究開発や実践に益する人材の養成を基本方針とする。

〔2〕教育・研究の柱

薬学の学問分野は、医薬品の創製から、治験、臨床現場における医薬品の適正使用や個別化医療の実践、あるいは薬剤疫学研究に至るまで、多様な研究・教育分野を担っている。本研究科では、指導教員の専門性と社会的要請の多様化に応じて、医療薬学基盤研究分野コース、医療薬学支援研究分野コース及び医療薬学研究分野コースを教育研究上の3つの柱として設定した。また、このうち、医療薬学研究分野コースは、近隣の中核となる3つの総合病院と連携し、臨床・講義研修の履修を提供するなど、より実践的で高度の薬剤師研究者 (Pharmacist Scientist) の養成を目指している。

【別紙資料4】

『広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）の教育体系図（学部教育との関連図）』参照

〔3〕教育課程の編成の考え方及び特色

本研究科において先端医学と高度医療を支える薬学研究者や薬学教育指導者並びに薬剤師で高度な研究能力を有する薬剤師研究者 (Pharmacist Scientist) の養成を目指すために、大学院での教育課程である医療薬学基盤研究分野コース、医療薬学支援研究分野コース、及び医療薬学研究分野コースに加え、臨床現場での実践的な臨床活動を実施する臨床・講義研修プログラムを提供する。また、各研究分野コースを、さらに以下のように計6種類の志向モデルに分類し、学生が要望する多様な進路に対応する。

○医療薬学基盤研究分野コース

- ① 創薬・医薬資源探索研究志向モデル
- ② 生命科学研究志向モデル

○医療薬学支援研究分野コース

- ③ 薬物療法学研究志向モデル
- ④ 薬物動態解析学研究志向モデル

○医療薬学研究分野コース

- ⑤ 薬剤師研究者志向モデル
- ⑥ 病態・治療学研究志向モデル

なお、上記の各志向モデルは、本大学薬学部薬学科において、在学生を対象に本研究科設置に係るヒアリング調査及び医療系薬学の大学院が養成すべき医療系薬学研究者の人材像、本研究科担当となる教員の専門性に基づいて開設したものであり、それぞれ以下のような人材養成（出口）を目的としている。

①創薬・医薬資源探索研究志向モデル

大学や研究所、製薬会社等における、有機化学的手法に基づく新規医薬品の合成や、化学的合成品や天然物資源からの生理的活性成分の探索によって薬の開発研究に従事する薬学研究者や教育指導者。

②生命科学研究志向モデル

大学や研究所、医療機関、製薬会社等における、生理活性成分の生体作用に関する研究分野や、環境衛生、食品栄養など、生命科学関連の研究分野で活躍できる薬学研究者、薬剤師研究者（Pharmacist Scientist）、薬事関係業務で活躍する公務員、教育指導者。

③薬物療法学研究志向モデル

大学、研究所、製薬会社等において、医薬品の開発における医薬品の作用機構や使用法に関する研究に従事する薬学研究者や医療機関における薬剤師研究者（Pharmacist Scientist）、あるいは教育指導者。

④薬物動態解析学研究志向モデル

大学、研究所、製薬会社等において、医薬品の開発における医薬品の体内動態の機構解析や予測、使用法、制御法に関する分野の研究に従事する薬学研究者や、医療機関における薬剤師研究者（Pharmacist Scientist）、あるいは教育指導者。

⑤薬剤師研究者志向モデル

医療機関における、専門薬剤師、治験研究者、薬剤疫学研究者等の業務に従事する薬剤

師研究者や教育指導者。

⑥病態・治療学研究志向モデル

医療機関や大学、研究所における、高度薬物療法の開発研究に従事する薬学研究者や、専門薬剤師、治験研究者、薬剤疫学研究者等の業務に従事する薬剤師研究者（Pharmacist Scientist）や教育指導者。

また、本研究科の教育課程は、以下のような特色を有している。

①医療薬学特設講座の設定

医療薬学特設講座とは、指導教員の下に行われる特別研究において得られた成果を、より積極的に学会発表や論文作成に結びつけるために設けた講座で、学術講演受講などの学会・研究活動への参加なども評価基準に含めることにより、研究活動の啓発、奮起を促すためのシステムである。担当教員は必要に応じて研究成果のまとめ、考察に助言を与えると共に、プレゼンテーションのための資料作成や論文作成などを指導する。（医療薬学特設講座Ⅰ・医療薬学特設講座Ⅱ）

更に、医療薬学特設講座Ⅱにおける臨床研修プログラムでは、将来、臨床機関で活躍したいと考える学生が、薬剤師の関与する高度医療チームや講義研修プログラムに参画し、先進医療における薬物療法の実態と理論的裏づけを理解し、更に、高度医療に携わる薬剤師として治療に関わる最新の手技・技能の実態を理解し、医療における問題点や研究テーマを探索することにより、大学院における研究テーマ策定の一助とすることを目指す。

〔研修時期〕

1年次生の任意の時期、3ヶ月間(480時間)以上。研修実施時期は、受け入れ側医療機関、大学院の研究講座、および学生の話し合いによって、最も適切な時期を設定する。

〔研修機関と内容〕

独立行政法人国立病院機構 呉医療センター・中国がんセンター、国家公務員共済組合連合会 呉共済病院及び独立行政法人労働者健康福祉機構 中国労災病院の3施設と連携し、臨床現場での実践的な活動を含んだ臨床・講義研修プログラム（医療薬学特設講座Ⅱ）を提供する。本プログラムは、患者情報を総合的に判断できるような技術を体験し、かつ養成するために、カンファレンスに参加できる機会を与えると同時に、薬剤師のためのフィジカルアセスメント（患者に直接接触し血圧、湿性ラ音等を診る）やポイントオブケア（患者血液の簡易測定）等の研修を提供する。また、各医療施設の独自の研修プログラムも用意されており、将来的に認定薬剤師、専門薬剤師の受験資格の一部となる臨床研修も提供可能である。研修期間を通じて、研究科教員と医療機関における薬剤師や医師が連携し、共同で学生の専門的知識や技術を向上させるものであり、臨床現場に視点を置いた、高度な薬剤師研究者（Pharmacist Scientist）や医療薬学教育者の養成を図る。

②広領域の共同研究体制

本大学は、薬学部に加え、保健医療学部、医療福祉学部、看護学部などを擁する医療関連学部に特化した大学であり、医師や看護師、臨床検査技師、理学療法士など、医療チームに関わる多種多様な人材を教員として擁している。学生の特別研究を遂行する上で有益と判断される場合は、チーム医療に直結する他学部教員との共同研究を行うなど、複数指導者の体制作りが可能である。

【別紙資料 1】

『広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）設置に係るヒアリング調査結果』参照

【別紙資料 5】

『広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻(博士課程)の臨床研修にかかる、実習施設の使用承諾書、実習施設の概要』参照

【別紙資料 1 4】

『広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）臨床・講義研修計画【概要】』参照

〔 4 〕 履修順序、配当年次の考え方

本研究科の教育科目は、専門基礎、専修特論、専修演習、特設講座及び特別研究からなっている。

専門基礎及び専修特論は、隔年ごとに開講し、各専門分野の核となる基本的な視点・思考法を涵養することを主眼とすることから、1・2 年次のうちに受講させる。専門基礎では医療薬学支援研究分野から 1 科目、医療薬学研究分野から 2 科目の計 3 科目（計 6 単位）を履修し、専修特論は全 9 科目の中から 4 科目以上(8 単位以上)を選択し履修する。なお、専修特論は、医療薬学基盤研究分野、医療薬学支援研究分野及び医療薬学研究分野からそれぞれ 1 科目及び全研究分野から 1 科目を選択することとし、各履修モデルにおいて教育の内容が偏ることなくかつ全ての大学院生が本専攻の目指す意義やその使命について理解するように努める。

大学院生は、指導教員の研究講座に 4 年以上在籍し、修了要件を満たす所定の単位や規定の論文数に到達するまで専修演習及び特別研究を履修する。4 年以上履修した場合、専修演習 4 単位、特別研究 12 単位を認定する。専門基礎、専修特論、専修演習及び特別研究を合わせて、計 30 単位以上の履修を必要とする。

上記に加え、特設講座から 4 単位の履修が要求される。この特設講座には、学会発表、論文発表及び講演受講などが含まれており、さらに医療薬学特設講座Ⅱには、連携する医療機関における 3 ヶ月（480 時間）以上の臨床・講義研修を含む。学会発表や論文発表及び講演受講の時期は学生各自の特別研究の進捗状況により異なるものであり、その履修時期は自由

に選択できるが、医療機関における臨床・講義研修は早い時期の1年次を推奨する。特設講座は、学生の独自性や研究活動を刺激し奮起させるものであり、特色のある教育システムといえる。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

〔1〕教員配置の考え方

医療薬学専攻は、医療薬学基盤研究分野コース、医療薬学支援研究分野コース、及び医療薬学研究分野コースの3つに大別され、各分野コースは以下のように、計6種の志向モデルに細分化する。

○医療薬学基盤研究分野コース

- ① 創薬・医薬資源探索研究志向モデル
- ② 生命科学研究志向モデル

○医療薬学支援研究分野コース

- ③ 薬物療法学研究志向モデル
- ④ 薬物動態解析学研究志向モデル

○医療薬学研究分野コース

- ⑤ 薬剤師研究者志向モデル
- ⑥ 病態・治療学研究志向モデル

これらの各志向モデルは、本大学薬学部薬学科において、在学生を対象に実施した本研究科設置に係るヒアリング調査に基づいて作成した分類であり、以下のような専門分野を有する教員で編成・担当する。

- ①創薬・医薬資源探索研究志向モデルは、有機化学的手法や天然物資源からの生理活性成分の探索などにより新規医薬品を開発できる薬学研究者や指導者を養成できる有機合成化学や有機薬化学、医薬品製造化学並びに生薬学を専門とする教員で編成する。
- ②生命科学研究志向モデルは、生理活性成分の生体作用研究や感染症対策、環境問題及び健康に影響する各種要因に関する研究に従事する薬学研究者や指導者を養成できる生体分子化学や分子微生物科学、環境衛生薬学、環境薬物代謝学並びに栄養学等を専門とする教員で編成する。
- ③薬物療法学研究志向モデルは、医薬品の作用機構や使用法に関する研究者や指導者を養成できる薬理学を専門とする教員で編成する。
- ④薬物動態解析学研究志向モデルは、医薬品の体内動態の機構解析や予測、使用法、制御法及び創剤に関する薬学研究者や指導者を養成できる生物薬剤学や薬物動態解析学、ドラッグデリバリーシステム等を専門とする教員で編成する。
- ⑤薬剤師研究者志向モデルは、医療機関における、認定・専門薬剤師、治験研究者、薬剤疫学者等の業務に従事する薬剤師研究者（Pharmacist Scientist）や指導者を養成できる医薬品情報学や臨床薬学を専門とする実務家教員で編成する。
- ⑥病態・治療学研究志向モデルは、高度薬物療法の開発研究に従事する研究者や指導者を

養成できる病態の解析や、応用薬理学、薬物治療学を専門とする教員で編成する。

〔２〕教員配置の計画と特色

大学院を担当する指導教員（教授あるいは准教授）は全て専任教員であり、大学院生に高度な知識と技術及び研究能力を教授できるように、十分な研究業績と経験及び専門性を有する教員が担当する。また、特別研究の指導を補佐する教員（助教）も全員が専任教員でありかつ博士の学位を有しており、十分な専門性を有している。

なお、特別研究の指導を補佐する教員は以下の６名である。

- 医療薬学基盤研究分野：井口祐介助教、岡本典子助教、小林秀丈助教、清水良助教
- 医療薬学支援研究分野：小田徹助教
- 医療薬学研究分野：福山亮助教

また、医療薬学専攻の基幹となる研究分野コースを構成する⑤薬剤師研究者志向モデルの指導教員は、十分な薬剤師としての実務経験と教育経験を有す実務家教員が担当する。さらに、本研究分野コースには２名の非常勤講師も加わり、医療や薬学特設講座における学会発表や論文作成など学会・研究活動を支援する。これらの基幹となる分野コースに所属する大学院生は、連携する医療機関での３ヶ月（４８０時間）以上の臨床・講義研修が含まれる医療薬学特設講座Ⅱの受講が義務付けられる。病院の薬剤師や医師など医療スタッフと本分野の教員が連携し、薬剤師でありかつ高度な研究能力を有する薬剤師研究者（Pharmacist Scientist）養成のための体制を構築している。

【別紙資料１】

『広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）設置に係るヒアリング調査結果』参照

〔３〕専任教員の年齢構成

本大学の定年は満６４歳であり、「広島国際大学就業規則」により規定している。また、教員の任用に際しては、「任用規定」に基づき取り扱い、「特任教員規定」、「客員教員規定」により、人事計画上、必要と判断する場合には、満７０歳に達する年の年度末まで雇用することができる。さらに、人事計画上の必要性を考慮し、満７０歳を超える者を特別に採用することができる。本研究科の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としており、完成年度の３月末日時点における専任教員１５人の年齢構成は、「４０歳以上５０歳未満」が３人、「５０歳以上６０歳未満」が８人、「６０歳以上６５歳未満」が３人、「６５歳以上７０歳未満」が１人である。平均年齢は５６歳であり、特に偏りのないバランスのとれた年齢構成である。

【別紙資料６】『広島国際大学就業規則』参照

【別紙資料 7】『任用規定』参照

【別紙資料 8】『特任教員規定』参照

【別紙資料 9】『客員教員規定』参照

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

〔1〕履修指導方法

本研究科の教育科目は、専門基礎、専修特論、専修演習、特設講座及び特別研究からなっている。講義・演習を主体とする専門基礎は隔年ごとに行い、薬物療法の基盤的理論となる医療薬物動態学特論と医療薬物療法学特論Ⅰ及び医療医科学特論を必修科目として設定し学生全員が履修する。これらの3科目はいずれも、高度な医療薬学教育への導入科目となり、本研究科が目指す研究・臨床的意義やその使命について理解させることに努める。さらに医療薬学基盤研究分野の有機化学特論、医薬資源学特論、生体分子化学特論、分子微生物科学特論及び生活環境・栄養学特論、医療薬学支援研究分野の臨床薬理学特論と医療薬剤学特論、医療薬学研究分野の医療薬物療法学特論Ⅱと応用薬理学特論を専修特論として配置し、医療薬学基盤研究分野、医療薬学支援研究分野及び医療薬学研究分野からそれぞれ1科目及び全研究分野から1科目の計4科目を選択する。

これらの特論の講義や各専門分野の演習により、医療薬学への関心や専門的思考の向上をはかるとともに、各学生の要望に対応した特色のある教育を提供する。

【別紙資料 10】

『広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）入学から修了までの指導体制及びスケジュール』参照

〔2〕研究指導方法

学生は主指導教員の研究講座に4年以上在籍し、月に2～4回程度開催される演習に参加するとともに、指導教員が指定した研究テーマについて特別研究を行う。

さらに、特設講座として、臨床・講義研修を含まない医療薬学特設講座Ⅰと、3ヶ月（480時間）以上の臨床研修を含む医療薬学特設講座Ⅱを設けている。この特設講座は、学生の自主的な研究活動を啓発し、かつ評価する教育システムであり、臨床・講義研修の受講に加え、学会発表数や論文発表数及び講演受講数などの研究活動を促すものである。医療薬学特設講座Ⅱは、薬剤師免許を有する学生のみが履修可能であり、連携する医療機関において、薬剤師のためのフィジカルアセスメント（患者に直接接触し血圧、湿性ラ音等を診る）やポイントオブケア（患者血液の簡易測定）等の研修を提供する。また、各医療施設の独自の研修プログラムも用意されており、将来的に認定薬剤師、専門薬剤師の受験資格の一部となる臨床研修も提供可能である。臨床・講義研修に関する具体的な内容は、学生が、連携する医療機関が開催する臨床・講義研修に参加し、その際大学院側指導教員は、連携する各医療機関が、何時から、どのような臨床・講義研修のプログラムを実施するのか、及び臨床・講義研修の内容、さらに、選択する研修コースに関連する学会主催の講習会や集合研修等の時期等について、事前調査とともに打ち合わせを行う。また、研修期間中は、実習開始の1週目、5週

目、10 週目、および最終週を目途に、巡回指導し、研修の進捗状況をチェックするとともに、医療機関における指導者の意見も参考に薬物療法に関する研究のテーマ策定について指導する。臨床・講義研修の単位認定は、研修総括レポートの内容をもって評価すると共に、学生の希望と研修先の指導者の意見を尊重しながら、指導教員が研究テーマを最終決定する。

〔3〕 修了要件

本研究科の修了要件は、本研究科に 4 年以上在学して、以下の要件を全て満たさなければならない。

- ① 「専門基礎」の授業科目から、必修科目 6 単位を修得すること。
- ② 「専修特論」の授業科目のうち、「医療薬学基盤研究分野」、「医療薬学支援研究分野」 および「医療薬学研究分野」からそれぞれ 1 科目を含め、計 8 単位以上を修得すること。
- ③ 「専修演習」のうち、指導教員が指定する授業科目から、選択科目 4 単位以上を修得すること。
- ④ 「特設講座」のうち、選択科目 4 単位以上を修得すること。
- ⑤ ①②③④および「特別研究」12 単位を含め、計 34 単位以上を修得すること。

特設講座（選択必修科目）の評価方法は以下の通りである。

○医療薬学特設講座Ⅰ

論文作成能力 60%、プレゼンテーション力 30%、その他教育訓練活動 10%として、それぞれ、英文論文の内容と作成力、語学を含めた学会発表能力、報告書作成能力を参考に評価する。

○医療薬学特設講座Ⅱ

論文作成能力 60%、プレゼンテーション力 20%、連携する医療機関における 3 ヶ月（480 時間）以上の臨床・講義研修の受講 10%、その他教育訓練活動 10%として、それぞれ、英文論文の内容と作成力、語学を含めた学会発表能力、臨床における観察力・問題提起力、報告書作成能力を参考に評価する。

これらの要件を全て満たし、必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

博士論文の審査と最終試験に関しては、教授、准教授で構成する大学院薬学専攻委員会において、申請者本人が学位論文の要旨について説明し、質疑応答を行う。その後、大学院薬学専攻委員会は、学位申請の可否について無記名投票を行う。2/3 以上の賛成により申請可と判定された場合、主査・副査併せて 4 名の論文審査員（指導教員は主査にはならないこと、主査は教授であること、4 名中少なくとも 2 名は教授であること）を選び、学位論文の指導と最終判定を行う。受理された博士論文については、全文を図書館において閲覧することができる。

〔４〕履修のオープン化

特論の履修に当たり、専門基礎論 3 科目は学生全員が受講する。また、各学生は配属する指導教員が開講する特論を含め、計 4 科目の専修特論を受講する。専修特論は、3 つの研究分野からそれぞれ 1 科目及び希望する研究分野から 1 科目を学生本人が選択する。専修演習及び特別研究は、指導教員が担当する科目を履修する。特設講座の選択において、医療薬学研究分野コースを履修する学生は、臨床・講義研修を実施する医療薬学特設講座Ⅱを受講する。なお、医療薬学基盤研究分野コースや医療薬学支援研究分野コースの学生は医療薬学特設講座Ⅰ、医療薬学特設講座Ⅱの選択は自由であるが、医療薬学特設講座Ⅱの受講を推奨する。

社会人大学院生に対しては、専門基礎や専修特論を講義するにあたり、昼夜開講制、土曜日あるいは夏季、秋季、冬季、春季における集中講義制を取り入れ、便宜を図る予定である。本校の場合、社会人大学院生として、主に、呉市近辺の病院に勤務する薬剤師を想定している。

一例として、病院に勤務する薬剤師である社会人学生の 1 週間（1 年次）および 4 年間のスケジュールの概略を示す。

○1 週間のスケジュール

- ①大学院への出席：木曜日と金曜日の午後、および、土曜日と日曜日の終日
- ②専門基礎と専修特論：土曜日午前中（90 分×2）
- ③専修演習：金曜日の午後 6 時～（90 分程度）
- ④指導教員との研究打ち合わせ：土曜日午後 1 時間程度
- ⑤特別研究：演習、特論、研究打ち合わせ以外の時間

下記のような時間設定や講義、週 1 回ごとの個別の研究指導体制により、近辺の医療機関に勤務している薬剤師も、無理なく研究に取り組むことが出来るように配慮した。さらに、実験の都合や勤務の状況によっては、月、火、水の午後 6 時以降の研究活動もできるよう体制を整えている。

○社会人学生 1 週間スケジュール（例）

曜日	午 前	午 後	午後 6 時 以降
月	業 務	業 務	大学院 (研究)
火	業 務	業 務	大学院 (研究)
水	業 務	業 務	大学院 (研究)
木	業 務	大学院 (研究)	大学院 (研究)
金	業 務	大学院 (研究)	大学院 (専修演習)
土	大学院 (特論)	大学院 (個別研究指導・ 打合わせ、研究)	

○4 年間のスケジュール概略

- ①社会人学生の場合、大学院入学あるいは入学試験以前に、研究テーマについて十分に話し合い、指導し、予め決定する。
- ②専門基礎と専修特論は、出来るだけ、大学院 2 年次修了までに単位を修得するよう指導する。
- ③入学と同時に、専修演習を受講しながら、特別研究に専念させる（1-4 年前期）。
- ④特別研究の進捗状況に合わせ、3 年次前期から、医療薬学特設講座の学会発表や投稿論文作成の指導にあたる。
- ⑤4 年前期までに、所定の学会発表や投稿論文を修了させ、4 年後期から博士論文作成の指導にあたる。学位授与にいたる様、博士論文を完成させるとともに、その審査や論文発表の十分な指導を行う。

〔5〕希望する進路に応じた履修モデル

既述したように、医療薬学専攻の志向モデルは 6 種類に分類されており、また特論講義においても、必修特論及び選択科目を含め、計 12 科目を配している。さらに、医療薬学基盤研究分野コースは学部における 8 つの研究講座から、医療薬学支援研究分野コースは 2 つの研究講座から、医療薬学研究分野コースは 3 つの研究講座からなっており、学生の多様な進路要望に対応しうる体制を整えている。なお、これらの履修モデルは、指導教員の専門性と社会的要請の多様化及び本大学薬学部薬学科において、在学生を対象に実施し

た本研究科設置に係るヒアリング調査に基づいて開設したものである。

【別紙資料 1】

『広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）設置に係るヒアリング調査結果』参照

【別紙資料 2】

『広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）の教育課程及び履修モデル』参照

6. 施設・設備等の整備計画

本大学は、平成 15 年 4 月の大学院開設以来、「医療・福祉・健康・社会基盤の整備の分野で活躍する高度専門職業人の養成」を目指して、学部・学科に対応した研究科・専攻を設置し、これに必要な施設・設備を整備してきた。

今般設置する薬学研究科医療薬学専攻は、6 年制薬学部を基礎とする大学院で、4 年一貫の博士課程として高度な専門性や優れた研究能力を備えた薬剤師、薬学研究者及び教育者の養成を目的としている。従って、既設の薬学部薬学科の施設・設備及びその他教育・研究・学生支援環境の全てを継承し、さらに新たな領域における設備の追加をはじめ教育課程に沿った環境の整備及び充実を行う。

〔1〕施設の整備

本研究科における教育・研究には、基礎となる薬学部薬学科の施設を共用する。薬学部薬学科には教育・研究に必要な施設として、「NMR 室」、「共同利用機器室」、「動物飼育施設」、「共同実験室（4 室）」及び「薬草園」を整備している。また、学部学生の卒業研究指導を主たる目的とした実験室（21 室）を、化学、物理・分析学、生化学、環境・衛生学、薬理学、薬剤学及び医療薬学の教育・研究に不可欠な施設として整備している。これらの施設を用いた教育・研究に加え、本研究科生専用の「院生研究室（2 室）」及び「院生講義室（1 室）」を新たに整備し、教育・研究の中心施設とする。

専攻[課程]	使用施設		設置場所
医療薬学専攻 [博士課程]	院生研究室（1）	（約 21 m ² ）[専用]	6 号館 10 階
	院生研究室（2）	（約 21 m ² ）[専用]	6 号館 9 階
	院生講義室	（約 53m ² ）[専用]	6 号館 1 階
	共同実験室 1	（約 96 m ² ）[共用]	6 号館 7 階
	共同実験室 2	（約 58 m ² ）[共用]	6 号館 8 階
	共同実験室 3	（約 53 m ² ）[共用]	6 号館 9 階
	共同実験室 4	（約 119 m ² ）[共用]	6 号館 10 階
	講義室	（約 126m ² ）[共用]	6 号館 5 階
	印刷室	（約 22m ² ）[共用]	6 号館 8 階

【別紙資料 11】

『広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）施設・設備配置図（専用・共用）』参照

〔2〕設備の整備

本研究科の教育・研究において、基礎となる薬学部薬学科と共用する設備として以下の物があげられる。医薬品の構造解析や分析用機器として核磁気共鳴装置（600MHz）、液体クロマトグラフ質量分析計（TOFMASS）、ガスクロマトグラフ質量分析計（GC-MASS）、単結晶 X 線解析装置、円二色性分散計及び各種検出器を装着した高速液体クロマトグラフ装置がある。生化学関連機器として共焦点レーザー顕微鏡、落射蛍光顕微鏡、フローサイトメトリー（FACS）、DNA 構造解析装置、超遠心分離機、クリーンベンチ及び細胞培養器がある。また、学部学生の卒業研究実施施設である実験室（21 室）には、薬学の研究に必須な多種多様な設備を設置している。

また、常時学修できる環境を提供するため、院生研究室には個々の大学院生専用の机、椅子、収納庫及びロッカー等の什器に加え、講義・研究レポート及び学術論文の効率的な作成を可能にするために、情報コンセントに接続した専用パソコンやプリンターを設置している。院生セミナー室や講義室（共用）には、受講用の机・椅子のほか、写真や図を多用するセミナーや講義に対応できるようにパソコン及びプロジェクターを設置している。

〔3〕図書館の整備状況及び他の大学図書館との協力体制

（1）図書の整備

今般新たに設置する「薬学研究科」の基礎となる「薬学部薬学科」を平成 16 年に設置しており、International Journal of Clinical Pharmacology and Therapeutics, Journal of Antibiotics, Natural Product Updates (With Index)などの 15 種の外国雑誌や、YAKUGAKU ZASSHI・日本薬局方フォーラム・化学と生物・薬剤学・日本薬理学雑誌・ファルマシアといった 18 種の国内雑誌など、研究や学修に必要な薬学に関する主要な雑誌について整備している。

特に、薬学部薬学科開設以降は、より高度で専門的な図書を毎年精力的に整備しており、医学系分野の書籍を 33,820 冊有しており、そのうち薬学分野の書籍は 1,569 冊となる。文献検索システム：サイファインダーも設置されている。

今後も新たに発行される図書、その他、逐次必要となる雑誌については、経常費により毎年増強を図っていく計画である。

（2）施設の整備

本大学には、本研究科を設置する呉キャンパス（延べ面積 1,963 m²）のほか、東広島キャンパスに 2 つの図書館（1 号館及び 3 号館・延べ面積 1,658 m²）、広島キャンパスに 1 つの図書館（延べ面積 142.18 m²）を設けている。今般、本研究科を設置する呉キャンパスの図書館には閲覧座席数 270 席・AV 視聴覚機器 8 台・検索端末機 14 台を設置し、館内では

有線 LAN、無線 LAN も使用できる環境となっている。また、貸出用ノート型パソコンを 10 台用意している。

図書の貸出・返却には、図書自動貸出返却装置をそれぞれの図書館に設置し、貸出・返却の手続きが迅速にできるとともに、図書館利用情報ページ「マイライブラリ」を導入し、ネット上から図書の貸し出し延長ができるなど、充実した教育・研究が実施できるよう整備している。

（３）他の大学図書館等との協力体制

本大学は、各キャンパスに計 4 館の図書館を有している。それぞれの図書館は学内ネットワークを通じて情報を共有し、学内外からの相互利用の依頼・受付を可能にしている。また、姉妹校である大阪工業大学、摂南大学と図書館総合情報管理システムで一元管理されていることから、同じ OPAC（所蔵検索システム）上で、102 万冊強の蔵書検索が瞬時にできるうえ、学園内の図書館の図書資料であれば、4、5 日で入手できる体制となっている。

さらに、本学図書館では、国立情報学研究所の指導の下、ILL システム（NACSIS-ILL）を通して他機関の図書館との相互協力を行い、全国の大学図書館、各研究機関などとの相互利用を可能としている。また、書誌情報作成（NACSIS-CAT に参加）についても、相互利用業務における図書所蔵館検索時のデータ作成に協力している。

また、平成 20 年度からは、国立情報学研究所が執り行っている文献複写・現物貸借料金を相殺する ILL 文献複写等料金相殺サービスに加盟し、迅速な資料提供の体制を整えている。なお、平成 21 年度における他機関からの相互利用取扱い件数は約 1,300 件となっている。相殺外の手続きに対しては料金も郵便振替での後納支払いを認め、所蔵調査についても、電話・FAX・電子メールでの受け付けを可能とし、迅速な対応ができています。

7. 既設の学部等との関係

〔1〕基礎となる薬学部・薬学科

本大学薬学部薬学科では、以下の様な教育目標を掲げ、カリキュラムの編成を行っている。

（1）教育目標

薬学部薬学科の教育目標は、「くすり」を中心とした学術領域に柱を据え、人にやさしい社会を創造し、国際平和に貢献できる薬剤師を養成することである。新しい時代が求める高度で専門的な知識や技能の習得だけに留まらず、高い倫理観を備え豊かな人間性を持った「人間としての薬剤師」の養成を実現するために必要となる教育課程を編成し、生命の尊重と個人の尊厳を基幹とした人格の形成を目指している。

（2）カリキュラムの編成方針

授業科目は、共通教育科目と専門教育科目からなっている。共通教育科目は専門分野の学習を深める際に必要とされる基礎知識を得るため、また社会に通用する真の教養人となるために欠かせない総合的な科目である。専門教育科目は共通教育科目を基礎として、高度な専門知識と技術の習得を目的とした応用的な科目である。6年制薬学教育のモデル・コアカリキュラムに準拠して実際の薬剤師活動と結び付けて理解し易い統合型カリキュラムになっている。

〔共通教育科目〕

医療人としての素養を高めるため、1年次に、教養科目(国際系、学際系)9科目、基礎教育科目の共通基礎(人文科学系)3科目、(社会科学系)3科目、(自然科学系)12科目、情報2科目、保健体育3科目、特講(基礎ゼミナール)1科目及び外国語18科目により、共通教育科目(教養科目)が構成されている。なお外国語のみは、1年次から5年次まで開講される。これら教養科目や基礎教育科目の履修により、人間理解のために必要な幅広い教養、コミュニケーションができる豊かな人間性、高い創造性、倫理的思考力、倫理観、国際的に活躍できる能力を有した人材の養成が図られている。

学生は、上記の各開講科目の中から、自然科学系8単位、情報2単位、外国語6単位及び特講(基礎ゼミナール)1単位の計17単位を必修単位として履修する。また、教養科目の国際系及び学際系のなかからそれぞれ2単位分、共通基礎(人文科学系)2単位、(社会科学系)2単位、及び保健体育1単位分を選択科目として履修する。すなわち、共通教育科目の約3分の1相当分は、学生各自が自身の興味や信念に応じて、また社会のニーズをも考慮に入れて自由に選択する。なお、これらの科目はできる限り時間割上の重複を避けるように配置されており、学生が希望通りの科目を各領域にわたり偏り無く受講できるように配慮している。一方、修得すべき単位の3分の2相当分は、必修科目の数学、物理学、化学、生物学、情報処理、外国語及び特講(基礎ゼミナール)であり、学生の基礎学力の向上と均質化を意図して編成してい

る。

〔専門教育科目〕

高度な専門知識と技術の獲得、及び医療人としての倫理性の習得を目的に、以下の分野の科目を履修する。

（１）ヒューマニズムについて学ぶ、イントロダクション

高度な専門知識と技能の習得を目的とした専門科目を学ぶための前提となる。基礎的知識をより深め、幅広い専門知識への応用展開と薬学を学ぶ動機付けの明確化を支える科目で、「チュートリアルⅠ」、「チュートリアルⅡ」、「臨床医学概論（生命倫理を含む）」、「薬学へのいざない」、「薬学概論」、「早期体験学習」の７科目で構成している。

（２）専門科目

専門科目は基礎系薬学(化学系、物理分析系、生物系)、応用系薬学(衛生薬学系、薬理学系、薬剤学系)、医療系薬学を背景にした７つのコースとアドバンスト教育及び実習・演習、卒業研究などを加えた科目から編成した。

① 物理系薬学を学ぶ、化学系薬学を学ぶ、生物系薬学を学ぶ（基礎系薬学）

薬剤師教育に必要とされる応用系科目の学習の基礎となる科目群で、化学系、物理・分析系、生物系薬学分野を背景とした科目で構成している。

② 健康と環境、薬と疾病（応用系薬学）

薬学を構成する学問分野の中で応用に重点を置いた科目群で、衛生薬学系、薬理学系、薬剤学系分野を背景とした科目で構成している。

③ 医薬品をつくる、薬学と社会（医療系薬学）

有効で安全な薬を世に送り出す過程を理解し、薬剤師として実社会で活動するために必要とされる医療系薬学を背景とした科目で構成している。

④ アドバンスト教育

日進月歩の各薬学専門分野の知識や技能に関する最新の知見について学ぶとともに、薬剤師国家試験合格に向けて総合的なまとめの演習に取り組む。

⑤ 基礎薬学実習

医薬品を取り扱う総合科学としての薬学の基礎となる化学系、物理・分析系、生物系、衛生薬学系、薬理・薬剤系の各実習を行う。

⑥ 卒業研究

必要な科目を履修した学生を各研究室に配属し、それぞれの研究テーマに応じて研究計画の立案、研究の実施、研究結果の検討などを通じて、自分自身で問題を解決する訓練を積む。

⑦ 実務実習

薬剤師として実社会で活動するために必要な技術・技能や態度を習得するため、校内での事前実習に引き続き病院、薬局での５ヶ月間に及ぶ学外実務実習を行う。

なお、上記の各科目や実習の配置は、以下のような学習内容を習得するという観点から設

定されている。

学年	習 得 す べ き 学 習 内 容
1 年次	薬の専門家として身に付けるべき基本的知識と心構えなどを学ぶ。
2 年次	生理活性物質としての薬の特性について物質と生体の両面から学ぶ。
3 年次	薬の体内での動きと薬効や毒性との関わりについて学ぶ。
4 年次	学内での事前実習により、薬剤師としての基本的知識、技能を学ぶ。
5 年次	病院、薬局での学外実務実習を通して、薬剤師職能の実際について学ぶ。
6 年次	薬剤師国家試験合格に向けて、薬学に関する最新の知見や総仕上げの演習などに取り組む。

〔2〕基礎となる薬学部 薬学科との関係

本大学薬学部薬学科においては、医療人たる薬剤師になるための教養や専門的知識、技能、並びに医療人としての人間性を身に付ける。さらに、各学生は、1年次の早期体験学習や5年次の学外実務実習並びに講演会参加などを通じて、現役薬剤師の活動や、医療機関あるいは調剤薬局等における現実の薬物療法の実態に接する機会がある。また、本大学薬学部薬学科における教育・研究分野を21分野に分類した講座制とした教室に分類しており、全学生は4年次以降、いずれか1つの教室に配属し、卒業研究やセミナー演習などに参加する。以上述べた社会との関わりや研究活動との関わり、あるいは情報収集等の学習を通じて、一部の学生は、薬学に関わる全ての事象において研究活動の必要性を認識するようになってくる。大学院はこれら研究意欲、探究心に目覚めた学生を対象に、さらなる改善あるいは新規開発を目標に研究活動を実施する機関である。今般設置する薬学研究科においては、研究分野を、①医療薬学基盤研究分野、②医療薬学支援研究分野、③医療薬学研究分野の3分野に大別し、先端医学や高度医療を支える薬学研究者や薬学教育指導者並びに薬剤師で高度な研究能力を有する薬剤師研究者（Pharmacist Scientist）の人材養成を目指すものである。

【別紙資料 4】

『広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）の教育体系図（学部教育との関連図）』 参照

8. 入学者選抜の概要

〔1〕受け入れる学生像

本大学院では、『豊かな人間性と命の尊厳』を教育の基本とし、高度で専門的な知識や技能を修得させ、国際的視野を備えた専門職業人を養成している。そのため、豊かな人間性を育み、優れた倫理観を宿すことのできる素養を備え持ち、真摯に勉学に取り組み、地道な努力を積み重ねることのできる学生を受け入れている。これまで既設の各研究科・専攻においては、養成する人材像に基づき教育課程を編成するとともに、受け入れる学生像に照らして入試選抜を行っている。

今般設置する薬学研究科においても、教育の基本方針を踏襲し、21世紀の先端医学と高度医療を支える人間性豊かな薬学研究者や実践に益する臨床薬学・医療薬学の研究者・教育者の養成を目的としており、そのような高度専門職業人を熱望する学生を受け入れていく。また、既に専門職業人として従事しており、さらに高度な知識・技術を探究する社会人に対しても高度医療を実践している総合病院と連携し、臨床現場での実践的な活動や、認定薬剤師、専門薬剤師等の資格取得を支援するためのプログラムを提供していく。

〔2〕入学者選抜の実施計画

今般設置する薬学研究科の入学者選抜実施は、次のとおり行う。

（1）入学者選抜の趣旨

①大学院入学者の選抜は、「大学院入試実施要項」に沿って、大学院教育を受けるに相応しい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施する。

入学者選抜は、次の選抜を取り入れ、社会のニーズに配慮するとともに、本学の特性に最も適した方式として計画する。

イ 学内進学者入試

ロ 一般入試

ハ 社会人入試

②合格者の決定にあたっては、評価尺度を多元化し、多面的な判定を行う。

（2）入学者選抜の方法等

前述の趣旨に沿って、次のとおり入学者を選抜する。

①学内進学者入試

在学中の成績を含めた書類審査及び面接試問並びに筆記試験により合格判定を行う。出願資格は、次項に該当する者とする。

イ 本大学薬学部卒業見込み者または本法人の併設大学である摂南大学薬学部の卒業見込み者

②一般入試

書類審査及び面接試問並びに筆記試験により合格判定を行う。

出願資格は、次の各項のいずれかに該当する者とする。

- イ 6年制薬系大学を卒業した者及び卒業見込みの者
- ロ 4年制大学を卒業しかつ修士の学位または専門職学位を有する者及び修士または専門職学位を取得見込みの者
- ハ 外国の大学において、わが国の大学院修士課程または専門職学位課程に相当する学校教育を修了し、これにより修士の学位に相当する学位を有する者
- ニ 文部科学大臣の指定した者
- ホ 旧4年制課程の薬系大学を卒業後、3年以上の薬剤師業務に従事した者あるいは大学あるいは研究所等において勤務した者で、6年制薬系大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- ヘ 4年制大学を卒業後、3年以上大学あるいは研究所等において勤務した者で、6年制薬学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- ト 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等な学力があると認めた者

※ ホ、ヘ及びト号の入学資格審査は、研究科委員会がこれを行う。

③社会人入試

社会人としての経験を有する者に対して、書類審査及び面接試問並びに筆記試験により合格判定を行う。

出願資格は、本大学で定義する社会人としての経験を有する者で、一般入試の出願資格のいずれかに該当する者とする。

なお、社会人の定義は、次のとおりとする。

- ・入学時に3年以上の社会人としての経験を有する者で、大学院入学後も社会人として勤務することを希望する者。

9. 管理運営

〔1〕大学院の組織体系と管理運営体制

本大学院は現在、4 研究科（看護学研究科、医療・福祉科学研究科、心理科学研究科、工学研究科）を設置している。その運営を掌る委員会として、全研究科に共通する重要事項を協議、審議する「広島国際大学大学院委員会」（以下「大学院委員会」という）、各研究科の運営について審議する「広島国際大学大学院看護学研究科委員会」（以下「看護学研究科委員会」という）、「広島国際大学大学院医療・福祉科学研究科委員会」（以下「医療・福祉科学研究科委員会」という）、「広島国際大学大学院心理科学研究科委員会」（以下「心理科学研究科委員会」という）、「広島国際大学大学院心理科学研究科専門職学位課程委員会」（以下「専門職学位課程委員会」という）及び「広島国際大学大学院工学研究科委員会」（以下「工学研究科委員会」という）を設けている。

今般、「薬学研究科」設置に伴い、新たに「広島国際大学大学院薬学研究科委員会」（以下「薬学研究科委員会」という）を設置する。

各委員会における、協議事項、審議事項等は次のとおり。

（1）大学院委員会

「広島国際大学大学院学則」第 10 条に基づき、大学院の管理運営に関する事項を審議するため、大学院における全学組織として「大学院委員会」を設置している。学長が委員会を招集し議長となる。本委員会は、年 6～8 回（程度）開催している。

今般設置する薬学研究科の研究科長及び専攻長については、当該委員会の構成委員に加わることとなる。

〔構成（大学院委員会規定第 2 条）〕

委員会は、つぎの委員をもって構成する。

- ① 学長
- ② 副学長
- ③ 研究科長
- ④ 学生支援センター長
- ⑤ 学長室長
- ⑥ 入試センター長
- ⑦ 図書館長
- ⑧ キャリアセンター長
- ⑨ 国際交流センター長
- ⑩ 各研究科の専攻長

〔協議事項（大学院委員会規定第3条）〕

委員会は、大学院のつぎの事項を協議する。

- ① 学生の入学および課程修了にかかる基本方針に関する事
- ② 外国人留学生の入学にかかる基本方針に関する事
- ③ 大学院の年間行事予定に関する事
- ④ 大学院の授業時間割の編成にかかる基本方針に関する事
- ⑤ 大学院の教育研究上の重要な事項および教育研究の振興に関する事
- ⑥ 大学院（専門職学位課程を除く）教員の選考に関する事
- ⑦ 大学院にかかる部内規定の制定・改廃に関する事
- ⑧ 学長が諮問した事項に関する事
- ⑨ その他大学院の管理運営上の重要な事項に関する事

〔審議事項（大学院委員会規定第4条）〕

委員会は、大学院のつぎの事項を審議する。

- ① 研究科の人事に関する事
- ② 広島国際大学大学院学則および重要な教学にかかる規定に関する事
- ③ 教育組織の新設および改廃に関する事
- ④ 理事会に付議する案件に関する事
- ⑤ その他学長の諮問した事項に関する事

〔報告事項（大学院委員会規定第5条）〕

委員会には、大学院にかかるつぎの事項を報告するものとする。

- ① 理事会決定事項に関する事
- ② 研究科委員会および各委員会で協議または審議した事項に関する事

※インデックス7『広島国際大学大学院委員会規定（案）』参照

（2）研究科委員会

「広島国際大学大学院学則」第12条に基づき、各研究科に関する重要な事項を審議する組織として各研究科に「研究科委員会」を設置している。本委員会は、研究科ごとに当該研究科長が定例で委員会を招集し議長となる。本委員会は、研究科により開催回数は異なるが、年5～7回（程度）開催している。

今般設置する薬学研究科については、次のとおり「薬学研究科委員会」を設置する。

〔構成（薬学研究科委員会規定第2条）〕

委員会は、つぎの委員をもって構成する。ただし、学位論文の審査等については、研究科長が指名した研究指導担当教員を加えることができる。

- ① 薬学研究科長

- ② 薬学研究科医療薬学専攻長
- ③ 薬学研究科教授
- ④ その他研究科長が指名した者

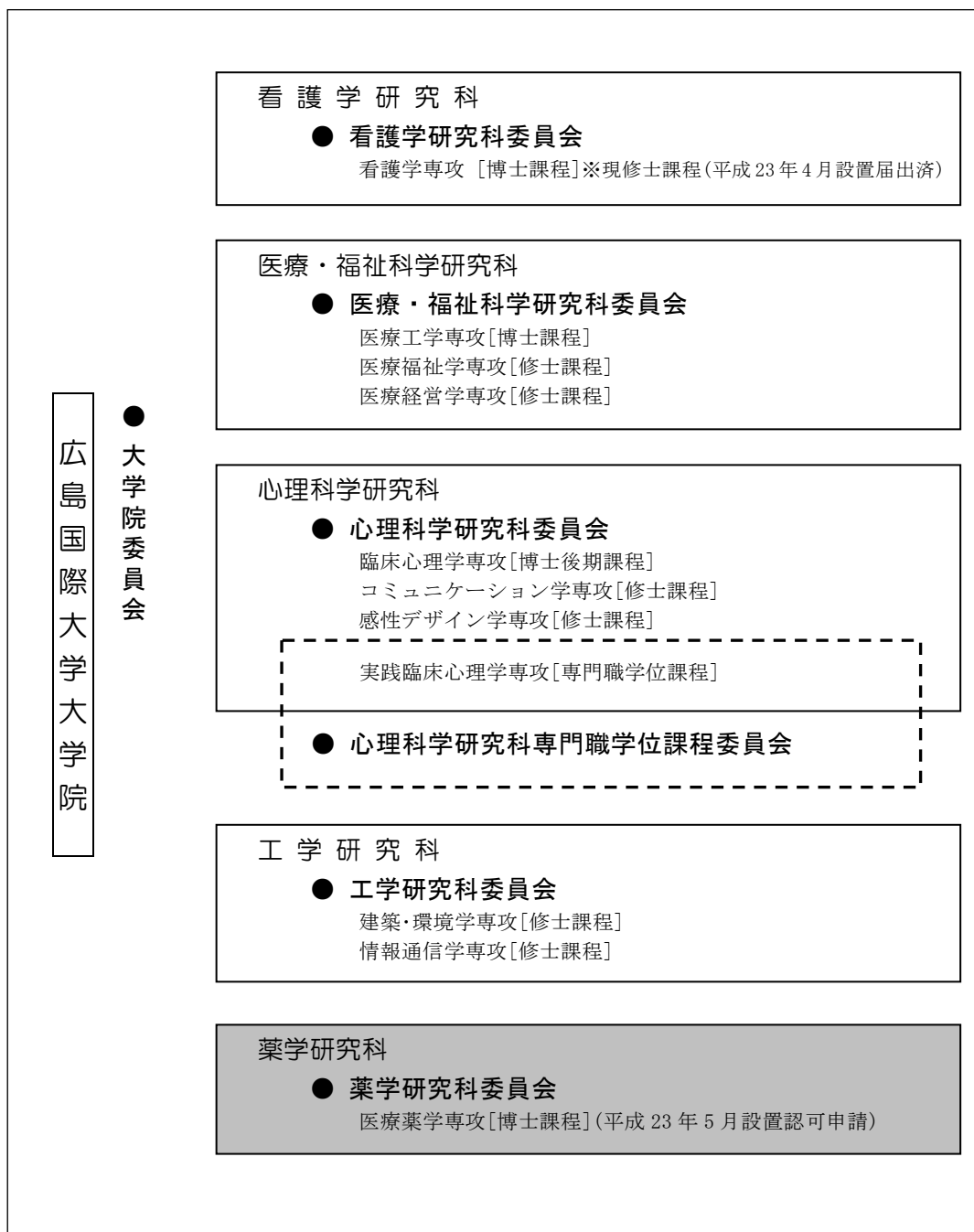
〔審議事項（薬学研究科委員会規定第3条）〕

委員会は、薬学研究科の教育研究上のつぎの事項を審議する。

- ① 広島国際大学大学院学則に関する事
- ② 薬学研究科の人事に関する事
- ③ 諸規定の制定および改廃に関する事
- ④ 授業科目および研究指導の担当に関する事
- ⑤ 学生の入学、休学、再入学および修了ならびに賞罰に関する事
- ⑥ 試験および学位論文の審査に関する事
- ⑦ 学長または研究科長が諮問した事項に関する事
- ⑧ その他薬学研究科の重要な事項に関する事

※インデックス7『広島国際大学大学院薬学研究科委員会規定(案)』参照

〔広島国際大学大学院 各種委員会の体系図〕



〔2〕研究科における教育・管理運営体制

（1）研究科長・専攻長の選出及び掌理内容

今般設置する「薬学研究科」の教学運営業務を掌理するとともに、教員の指揮監督を行う長として、研究科長を配する。研究科長の任命は、薬学研究科の教授のうちから学長の意見を聞き、理事長が行う。

専攻長の任命は、医療薬学専攻の教授のうちから研究科長の意見を聞いて、学長が申請し理事長が行う。研究科長の命を受けて業務にあたり、当該専攻の教育・研究及び管理運営に関する業務を処理する。

（2）管理運営体制の整備

今般設置する薬学研究科においては、既設の研究科と同様、研究科長及び専攻長の管理運営の下に、本専攻の教育・研究の目的や内容に対応した事業展開とその管理運営体制を整備していく。

また、本研究科を設置するにあたって、教学面は「広島国際大学大学院学則」「広島国際大学学位規定」に、教員人事等にかかる運営面は「広島国際大学大学院教員選考規定」等に準拠しながら運営していく。予算については、基礎となる学部の予算において大学院の収容定員に応じた必要経費を計上する。基礎となる学部との教育・研究の連携を基礎とし、さらに大学院独自の教育・研究における事業展開に対応した計画を策定・施行できるよう配慮している。

【別紙資料 12】『広島国際大学学位規定（案）』参照

【別紙資料 13】『広島国際大学大学院教員選考規定』参照

（3）事務体制

今般設置する薬学研究科は、原則呉キャンパスにおいて教育・研究を行うことから、事務については、広島国際大学学長室・学生支援センター・入試センター・キャリアセンター・図書館・情報センターと研究科の事務室が連携して対応する。

既設の研究科・専攻では、基礎となる学部・学科の事務室が庶務及び関連部署との連絡調整等に関する業務を兼務で行っていることから、「薬学研究科」においては、基礎となる学部の「薬学部事務室」の中に「薬学研究科事務室」を設置する。担当者は、当該研究科長及び専攻長の指示に従って、研究科内における管理運営の庶務（予算執行・管理を含む）及び事務処理関係業務をはじめ、研究科内における会議や関連部署との連絡調整等を行う。なお、「研究科委員会」に係る業務については、当該研究科長が所属する「研究科事務室」が対応する。

10. 自己点検・評価

本大学では、教育・研究の高度化・活性化と質的向上を図るため、平成 10 年の開学後直ちに、大学審議会の答申に沿って自己点検・評価への取り組みを開始した。平成 14 年度及び平成 15 年度には「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）が中心となって「広島国際大学 自己点検・評価報告書」を作成した。

大学院についても、平成 15 年度の開設と同時に取り組みを開始している。当初は学部で実施してきた自己点検・評価事項を踏襲しつつ、本大学院の特性に応じた点検・評価項目の策定、方法等を模索し、平成 17 年度及び平成 18 年度には「広島国際大学 自己評価報告書」を作成した。また、平成 20 年度には認証評価を受審し、大学評価基準を満たしていると認定された。今後も本学の教育と研究の水準を維持し、更なる質的向上のため、点検評価を行い、その結果を報告書で公表する。

基礎となる学部・学科である薬学部薬学科については、薬学教育の第三者評価機関である「薬学教育評価機構」により、平成 22 年 3 月末までに、各薬科大学及び薬学部は評価基準に基づいた自己評価を実施し、「自己評価 21」として公表することが義務付けられたため、これを受け本大学では、平成 21 年度に「自己評価 21」を作成し、ホームページ上で公表した。

専門職大学院である心理科学研究科実践臨床心理学専攻については、全学的に行っている自己点検・評価と同じ内容に照らして点検・評価を行うとともに、本専攻独自の評価項目を設定のうえ自己点検・評価を行うため、「広島国際大学大学院心理科学研究科専門職学位課程教育評価委員会」を設置し、学外有識者により、定期的に第三者的な立場から本専攻の教育・運営についての意見を求め、教育・研究の持続的な改善を図り、これらの結果についても公表を行う。継続して自己点検・評価を定期的に行い、当該専攻が専門職大学院として一層の充実を目指すための体制とする。また、平成 23 年度には臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関である「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」による、認証評価を受け、当該専攻の専門職大学院としての質の維持と向上に努める。

〔1〕実施体制

本大学では、教育・研究水準の向上を図りかつ本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動や管理運営等の状況について、自ら点検・評価することを目的に「自己評価委員会」を組織している。

本委員会は現在、学長を委員長とし、副学長、学部長、大学院研究科長等 26 名で構成している。「建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」「教育研究組織」「教育課程」「学生」「教員」「職員」「管理運営」「財務」「教育研究環境」「社会連携」「社会的責務」の評価基準に基づき、自己点検・評価に取り組んでいる。さらに、より高度な教育・研究を目指した自己評価を実施していくために、本委員会の意思を反映し、実務中心に作業を進める小委員会として「企画調整ワーキンググループ」を平成 17 年度から結成している。また、平成 18 年度からは、本ワーキンググループ内に教育系・事務系の作業チームを導入し、これを企画調

整部門が調整していく体制に進展させている。平成 19 年度からは「自己点検・評価ワーキンググループ」と委員会名称を改め、自己点検・評価体制を再整備した。さらに本組織体制の効果的運営のため、平成 19 年度には日本高等教育評価機構の評価項目に対して具体的に自己点検、評価活動を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」と、その結果を自己評価報告書として編集し、その過程で課題をチェックするための「自己評価報告書作成ワーキンググループ」をそれぞれ小委員会として設置し、自己点検・評価体制を構築した。平成 20 年度には本ワーキンググループを中心に、自己評価報告書を作成し、認証評価を受審した。

大学院についても、平成 15 年 4 月の開設後、完成年度を迎えた研究科・専攻において、既設学部・学科とともに作業を進め、大学院の内容も包含した「広島国際大学 自己評価報告書」を平成 17 年 3 月に作成した。また、博士後期課程の自己点検・評価についても、より高度な観点で点検・評価が行うことができるよう組織体制の強化を図っている。

今後は、平成 20 年度に受審した認証評価の結果を踏まえ、大学院の教育・研究を一層向上させるための自己点検・評価体制を適宜見直ししながら、さらに改善・改革をすべく体制を構築していく計画である。

〔2〕実施のポイント及び取り組み内容

大学の構成員が自らを点検し評価する上で基軸となるものは、当該大学の教育の基本的な理念である。

本大学では、保健・医療・福祉・環境を中心に、“人間”を対象とした学問領域を包含した学部・学科、研究科・専攻を設置しており、そのために「人間と人間をとりまく社会や環境との調和のとれた共生」を目指し、現代社会が直面する諸課題への対応策の構築・快適で上質な社会環境の実現と提供、さらには、国際平和と福祉の向上に貢献することのできる人間性豊かな人材の養成を目標としている。

これらの目標を実現していくために、本学では専門的な知識・技能を教授することはもとより、

- (1) 優れた感性、広い視野、高い倫理観と責任感を備えた人間性を培う。
- (2) 創造力・計画力・調和性を備えた実践力を涵養して、与えられた課題を解決できる力を養っていく。
さらに、自ら疑問点を見つけ、あるいは課題を設定して、それを解き進める、いわゆる自発的な学習の能力、意欲を身に付けさせる。
- (3) 国際舞台において、相互理解に必要となる多様な異文化や国際情勢に関する知識・実践的な語学能力・広い国際的視野を持って諸外国の人々と協働できる国際性を培う。

といった 3 点を主眼として教育を推進している。

具体的な取り組みとしては、

○ 「チュートリアル」

それぞれの学生に自ら学習する習慣を身に付けさせるために、設置する全学

部・学科で専門教育科目として少人数教育による『チュートリアル』（1 年次配当・必修科目・1 単位）を開講している。『チュートリアル』は本大学開設時から実施しており、効果を上げている。

○「基礎ゼミナール」

平成 17 年度から、『チュートリアル』に加え、導入教育として共通教育科目に『基礎ゼミナール』（1 年次配当・必修科目・1 単位）を開講し、さらに学習能力、意欲が身に付くことを目指し、実施している。

○「SSP プログラム」

平成 16 年度からは、「SSP (Student Society Partnership) プログラム」と称した、学生の研究活動の活性化、地域社会との連携を目指し、外部団体（企業、自治体等）との共同企画を実現させるための助成金制度を設け支援している。これは、講義を中心とした正課の授業と課外活動を通じて得られる知識・技能並びに人間形成を基盤とし、探究心と行動力、チャレンジ精神の涵養を目的としたプログラムであり、学生が地域社会の人々とパートナーシップを結び社会的価値のある活動を推進している。

○「国際交流センター」

本大学における国際交流及び国際貢献にかかる諸活動の推進を目指し、平成 18 年度に「国際交流センター」を設置した。主に、学生及び教職員の海外留学・研修の推進・国際交流事業の実施・外国語教育の充実と教育課程の整備・留学生の受け入れをはじめ日本語及び日本事情に関する教育、国際的な社会貢献のための支援活動等を行っている。

○「入学前研修」

平成 17 年度から、入学予定者を対象に、入学する直前の 3 月に「入学前研修」を実施している。多種多様な考え方を持って入学してくる入学予定者に対し、学習することの楽しさや意欲・関心・動機付け・心構え等学習に対する原点に回帰させるきっかけにするとともに、入学後からのスタートダッシュをより円滑にするためのプログラムとなっている。開始当初、社会環境科学部（平成 19 年 4 月から工学部に改組）において実施し、平成 19 年度入学生には一部を除く 11 学科、平成 20 年度、21 年度入学生には 12 学科において、平成 22 年度入学生には 10 学科において、平成 23 年度には、東広島キャンパス 4 学科、呉キャンパス 3 学科の計 7 学科において、それぞれの学部・学科の課題やテーマに沿った内容で実施している。

また、「自己評価委員会」では、これまで点検・評価を行ってきた各評価対象項目について、目標とする方向性や基準と照らし合わせ、それぞれの達成度や進捗状況を継続して総合的に検証を行っていく。

〔3〕審議状況と今後の方針

「自己評価委員会」の小委員会「自己点検・評価ワーキンググループ」を中心として、平成 20 年度には、「建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」「教育研究組織」「教育課程」「学生」「教員」「職員」「管理運営」「財務」「教育研究環境」「社会連携」「社会的責務」の評価基準に基づき、自己評価報告書を作成し認証評価を受審した。その結果を踏まえ、大学院の教育・研究をさらに改善・改革をすべく体制を構築していく計画である。

認証評価結果の中で、教育支援のための「総合教育研究機構」、研究支援のための「研究開発推進機構」及び国際交流を促進し学生の外国語能力を高めるための「国際交流センター」を設置し、学部・学科を越える形での教育・研究支援体制について、高い評価を得ているため、今後もさらなる改善・改革を検討していく。

また、「学生支援センター」の設置、リメディアル教育の実施など、学生の学習・生活支援体制が確立しており、「学生意識・動向調査」「新入生アンケート」「在学生満足度アンケート」「卒業生満足度アンケート」などを通じて学生の意見を聴取することも高い評価を得ているため、今後もさらなる改善・改革を検討していく。

〔4〕外部評価・第三者評価の実施

学校教育法等の一部改正により、大学は文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を平成 16 年度から、準備が整い次第定期的に受けることになっている。

平成 20 年度には、財団法人日本高等教育評価機構において認証評価を受けた。また、心理科学研究科実践臨床心理学専攻における認証評価については、学校教育法等で定められている期間内（専門職大学院は 5 年以内）に、本専攻における認証評価を受けられるよう、既設の専攻において既に準備を始めているところであり、平成 23 年度に認証評価を受審する予定である。

今後も引き続き、全学的な「自己評価報告書」を定期的に作成し、外部評価・第三者評価とともに継続的に公表し、学内外において広く指導を仰いでいく予定である。

〔5〕自己点検・評価結果の公表と結果の活用

本大学では、定期的に自己点検・評価を実施し、その結果を学内外に公表するとともに、次回の評価までに重点改善項目を掲げることとしている。これらの改善項目については、「自己評価委員会」及び関連する部署が中心となって改善、見直しを加えるとともに、次回以降の点検・評価の対象とし、継続して注視・管理していくこととする。

「自己評価委員会」では、これまで教育課程の見直し、学生による授業評価の実施及びその結果の教員へのフィードバック等、いわばファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員の資質の維持向上）に基軸を置いた運営を続けてきており、教育課程の再編成とそれに伴う教員組織の改組等、自己点検・評価結果について随時改善に向けた対応を図ってい

る。

また、自己点検・評価の結果を踏まえ、「自己評価委員会」においてFD活動の運営を続けてきたが、教員の更なる教育力向上が求められる状況から、FD推進のための専門機関として、平成16年度に「広島国際大学FD委員会」を設置した。また、平成17年度には教育活動の強化のために「総合教育研究機構」を、科学研究費補助金への申請の強化及び外部資金獲得と産官学連携事業の拡充のために「研究開発推進機構」をそれぞれ発足させた。また、国際性を重要視し、積極的に国際化を進めるために、平成18年度に「国際交流センター」を設置した。

このように自己点検・評価の結果は、大学全体として意識共有し、組織全体の改善にまで活用できるよう組織体制を整備している。

また、「自己評価委員会」では、自己点検・評価の結果を踏まえ、実施体制と方法、評価対象項目、結果の活用等について定期的に見直すこととしており、実務中心に作業を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」において検討を重ね、「自己評価委員会」において具現化していく体系的な組織体制によって、より良い自己点検・評価の実現を目指すための改善を鋭意行っている。

〔6〕自己点検・評価結果を基にした制度改革

（1）カリキュラムの改革

自己点検・評価の一環として「広島国際大学共通教育検討委員会」（以下「共通教育検討委員会」という）を平成15年2月に設置し、共通教育の在り方等の分析をはじめ、教員・学生からの意見・要望の聴取と、そのフィードバックを繰り返しながら、現在の教育課程の問題点等を洗い出すほか、大学全体（学部・学科及び研究科・専攻間の連携、キャンパス間の連携等）としての視点からカリキュラムの編成について鋭意検討を行った。

平成16年度後半から、この検討を基に問題点を解決し教育活動に反映させていくため「共通教育検討委員会」を発展的に解消し、「広島国際大学共通教育運営委員会」（以下「共通教育運営委員会」という）を発足した。平成18年度には共通教育の具体的な整備を検討し、平成19年度から順次カリキュラムを改正する等の見直しを行い、再編成した共通教育を導入した。これにより、「共通教育運営委員会」は平成19年3月をもって廃止、平成19年4月から共通教育の検討組織は「広島国際大学教務委員会」（以下「教務委員会」という）に移行した。

しかし、共通教育の運営上の責任体制を確立するために、平成20年1月には教務委員会に小委員会である「全学的教育システム検討委員会」を配置しカリキュラムの改善・改革を行うこととし、さらに大学全体の教育システムの随時改善を図り、常により質の高い教育を行っていくために、平成20年10月に「総合教育研究委員会」を設置、この中に小委員会として「全学的教育システム検討委員会」を配置することで、共通教育の運営上の責任体制を確立した。これによって共通教育科目の全学的配置、さらには全学的教育システムの開発、推進、効果測定を行い、今後もカリキュラムの改善・改革を行っていく。

(2) 入試制度の改革

本大学における学部の入試制度については、開学当時から「公募制推薦入学選考」「一般入試」を基本とし、「外国人留学生入学選考」「帰国生徒入学選考」「社会人入学選考」を実施している。その後「専門学科・総合学科特別推薦入学選考」等、多様な受験生に対応した入試制度をはじめ、複数日程の試験方式や試験会場の増設等を行っている。平成 17 年度入試からは「AO入試」を導入し、学力だけの評価でなく、志望動機や入学意欲等人物的な特性を多面的に評価する入試制度についても積極的に取り入れている。平成 23 年度入試においては、より多面的な尺度で選考するよう「AO入試」に「セミナー受講型」「グループディスカッション型」「課題提出型」の 3 つの入試方式を設けている。

平成 23 年度の「一般入試」では、受験生の利便性に配慮するため、「一般入試前期 A 日程」「一般入試前期 B 日程」「一般入試後期」の計 3 回入試を実施し、このうち「一般入試前期 A 日程」「一般入試前期 B 日程」においては、試験日自由選択制として 2 日間実施している。さらに、複数学科（3 学科まで）の併願を可能とし、試験会場は 18 会場設定している。

大学院入学者選抜については、現在、本大学学部生（後期課程においては本大学院修士）を対象とした「学内進学者入試」のほか、「一般入試」及び「社会人入試」を実施している。入試日程については、研究科毎に志願者の動向を踏まえ、出願期間及び実施時期を定めるなど、社会からのニーズにあわせ実施している。

これからの入試制度の改革にあたっては、広く社会から意見を求めると共に過去からの入試結果データに基づき検討を進めているが、本大学の現状を分析する資料として、自己点検・評価の結果データ等も学生募集要項を策定する際の一助としている。

(3) キャリア指導・支援体制の改革

開学時に「就職部就職課」として、組織の運営が開始され「広島国際大学就職委員会」を設置するとともに、各学科から就職委員を選出し、「就職部」「学科就職委員」「研究室の指導教員」の三者が一丸となり、学生一人ひとりの希望や適性に応じて、きめ細かい指導の強化・充実を図っている。

各キャンパスにおいて各学科特性に応じた各種講座、講演会、模擬試験、業界・企業研究会及び学内合同企業説明会等就職行事の実施・運営、企業人事担当者との就職懇談会の実施、学生の就職活動テキスト「キャリアガイドブック」の作成等、様々な就職支援活動を行っている。

求人情報の提供においても、情報化時代の進展に対応した新しい情報提供の形態として、学生が携帯電話・パソコンから自由にアクセスできるイントラネット「CANDi キャンパス・ネットワーク」を平成 12 年度に導入し、求人・企業情報をはじめ、各種就職関連情報の提供を行ってきた。平成 22 年度からは、「CANDi キャンパス・ネットワーク」をバージョンアップさせた、「広島国際大学ポータルサイト」に変更し、学生へ様々な情報提供を行っている。

そのほか、「キャリア開発」講座の開講やインターンシップの充実等、就業体験を身近に

感じさせるプログラムを積極的に創設・実施している。

さらに、就職支援という枠に捉われず、低年次から学生個々のキャリア開発支援を展開する組織へと発展させることを目的とし、平成 17 年度に「就職部」を「キャリアセンター」へ、「広島国際大学就職委員会」を「広島国際大学キャリア支援委員会」へと発展的に改編する等、低年次から社会人基礎力養成を行うため組織変更を行った。

また、これまで保護者に対しての就職支援については、本学主催「教育懇談会」において、就職状況の説明及び個人面談を行っていたが、保護者への情報発信・情報共有の更なる強化を目的とし、平成 22 年度より「保護者のための就職ガイドブック」「就活ニュース」を発行するなど、就職について理解を深める新たな取り組みを開始した。このように、今後は本学において学生の就職支援の中心であるキャリアセンター、各学部・学科の研究室指導教員がさらに保護者との情報共有を行うことにより、それぞれの学生が円滑に就職活動に取り組むことのできる体制を更に強化・充実を図る計画である。

11. 情報の公表

人材の養成はもとより、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進等、今日の高等教育機関に求められる社会的使命は重く、また、極めて高い公共性を有している。

本大学では、大学が適正な運営や効果的な教育・研究活動を行い、その結果を広く公表していくことは、単に大学内部の問題ではなく社会的責務であると考えている。本研究科の設置後も同様に、以下のとおり社会に対して広く情報を公表していく。

〔1〕情報公表の理念

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）において、次の2点を情報公開に関する基本的な理念とすることを決議している。

- （1）学生、教職員に対してはもちろん、地域社会・産業経済界等に対しても開かれた大学あるいは大学院として、本大学の運営及び教育・研究に関する情報を積極的に公表、提供していく。
- （2）積極的な情報公表こそが、本大学運営の適正化、教育・研究の向上の礎となる。

〔2〕情報公表の方法

本大学における主な情報公表の方法は、次のとおりである。

（1）「大学案内」の発行

毎年度「大学案内」を発行し、大学の教育理念をはじめ、設置している学部・学科、研究科・専攻の概要やカリキュラム、教育・研究活動の特色、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、沿革、その他のトピックス等、学部・大学院に関する情報を詳細かつ体系的に公表している。

このほか、本大学の学部への入学希望者を主たる対象として、毎年度「入試ガイド」「入試問題集」等複数の刊行物を発行し、入学試験概要、前年度入学試験結果、進学相談会開催日程、入学手続概要等、入学のために必要となる様々な情報を逐次公表している。

（2）ホームページの開設

本大学のホームページ（日本語版、英語版）を開学と同時に開設している。受験生等からの閲覧はもちろんのこと、在学生・卒業生・保護者・企業等の採用担当者向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。

メニューとしては、大学の概要、教育・研究活動の内容、教員組織、学部及び大学院学則、キャンパスや施設・設備等に関する大学案内のほか、各種入学試験制度の紹

介とそれらの結果、就職・進路情報、セミナー等各種行事の案内、キャンパス・トピックスや併設大学との連携事業等を紹介している。

また、時代のニーズに応えるため、平成 17 年 6 月には携帯電話からも閲覧可能な携帯版「広島国際大学ホームページ」を開設した。これにより、今や情報収集に欠かせないツールである携帯電話を介したリアルタイムの情報公表が可能となった。

平成 18 年 5 月には、ホームページをより高度な情報発信が可能となるようリニューアルし、ヤフー、グーグル等検索エンジンでの上位表示を目指す S E O (検索エンジン最適化) 対策を図るとともに、ページ毎のアクセス解析機能を付加することで、在学生サービス、学生募集、産官学連携等目的別に閲覧状況を把握し、適切な情報発信が行える体制を整備した。主な情報の掲載内容とアドレス等については、以下のとおりである。

① 大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/purpose.html> (ホーム>大学紹介>大学の目的)

② 教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/organization.html> (ホーム>大学紹介>組織図)

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html#d07> (ホーム>大学紹介>大学基礎データ)、

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/researcher/index.html> (ホーム>研究者要覧)

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/admission_p.html (ホーム>大学紹介>アドミッションポリシー)、

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html> (ホーム>大学紹介>大学基礎データ)

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<http://syllabus-pub.jp/hirokoku-u/> (ホーム>在学生の方>シラバスの利用>電子シラバスのページ)、

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/students/studies/risyu.html> (ホーム>在学生の方>時間割・履修情報)

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/faculty.html#c7> (ホーム>大学紹介>広島国際大学学則)、

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/gradoit.html#c5> (ホーム>大学紹介>広島国際大学大学院学則)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/regulation/index.html> (ホーム>大学紹介>各学部履修規定)

- ⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/index.html#c4> (ホーム>大学紹介【キャンパスマップ内】)

- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/students/expenses/payment.html> (ホーム>在学生の方>学費納入金額)

- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/students/index.html#c2> (ホーム>在学生の方【学業内】)、

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/students/index.html#c7> (ホーム>在学生の方【就職・キャリア支援】)、

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/students/index.html#c5> (ホーム>在学生の方【心と体内】)

- ⑩ その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/faculty.html#c7> (ホーム>大学紹介>広島国際大学学則)、

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/gradoit.html#c5> (ホーム>大学紹介>広島国際大学大学院学則)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/index.html#c6> (ホーム>大学紹介【規定内】)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/mext.html> (ホーム>大学紹介>文部科学省への設置認可・届出書類)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/jihe.html> (ホーム>大学紹介>自己評価報告書)

また、本大学では、産官学の連携・協力によって、より豊かな社会が構築されていくものと考えている。このために全学的組織として平成15年度に「広島国際大学プロフィール委員会」を設置し、教員の業績や経歴に関する情報をホームページ上で外部に広く公開している。公表している項目は、教員の学位・専門分野・業績・経歴・社会貢献度・研究活動等の状況であり、その情報を基に産学連携・協力による複数の研究開発が既に進行している。平成18年4月からは、プロフィールシステムをリニューアルし、ユーザインタフェースを向上させた。これらの公開情報は定期的に更新し、より強固な産官学の連携・協力を推進していく。

なお、これとは別に本法人のホームページを設けて、法人の事業の概要、財務の概要等についても公表している。

（３）学園案内・大学ガイド・英文要覧

本学を設置する常翔学園の、各設置学校について概要をまとめた冊子「学園案内」を作製し配布している。

また、本大学の建学の精神・教育の理念、大学の概要、地域貢献などの情報を要約して地域住民、研究機関、企業等に簡易に伝えるコミュニケーションツールとして、8頁の冊子「大学ガイド」を作製し配布している。

さらに、本冊子をもとに海外用に一部修正を行い、英語・中国語・韓国語に翻訳して、本大学国際交流センターへの来訪者や国際交流活動に係わる学外機関に配布することにより、国内だけでなく、海外にも本大学の情報について紹介している。

（４）研究者要覧の発行

産官学連携を密にするための情報ツールとして、平成18年度から「研究シーズ集」を作成している。平成19年度には「研究者要覧」に名称を改め、全教員についての専門分野と研究テーマを網羅した内容で、共同研究支援・研究開発成果の発信・技術相談・地域に根差した特色ある研究開発の促進を図るための情報冊子として役立てている。また、産学連携の一助となるよう「広島国際大学研究紹介」を作成し、「本大学の研究シーズ」と「地域産業界のニーズ」のマッチングを図り、本大学と地域が連携・交流し、協同して研究開発を推進することとしている。そのため官公庁・研究機関・他大学等に広く配布し、産官学連携の一層の強化を図っている。

さらに、平成22年度には、「研究者要覧」をホームページにも掲載し、キーワード検索機能等を設け、学内はもとより外部に広く公表し、産学連携の一助とした。

（５）学生への成績評価情報の提供

学生に対する成績評価方法や成績評価内容について、毎年度発行しているシラバス及び平成17年度から導入した電子シラバスによって学生に周知している。今般設置する看護学研究科看護学専攻博士後期課程においても、学修体系や進路に合わせた履修モデルを提示し、学生が目指す進路の方向性や成績向上に資することのできる編集を進めていく。

（６）広報誌の発行

本法人の広報誌である「Flow」を、年4回（5、8、11、2月）発行している。同誌には、本法人の将来計画、理事会報告、財務状況、設置各大学教員の教育・研究活動の状況、入試状況、就職状況、その他教育・研究全般に亘る幅広い情報を分かりやすい内容で公表している。官公庁をはじめ、マスコミ各社、全国の主要大学等、広く関係各方面に送付している。また、5月発行分は在学生の父母等にも送付し、本大学の現状を公表しているほか、8月発行分は卒業生向けに編集し、本法人設置学校（前身校を含む）の全卒業生にも送付している。

一方、本大学では、主に学生に向けた学内情報誌として、「広国大キャンパス」を年4回発行している。これは、不特定多数を読者とする前述の「Flow」とは異なる視点に立って編集したもので、教員の教育・研究活動に関する情報を学生向けの内容で構成し、提供しているほか、学生の課外活動をはじめとするキャンパスのトピックス等も紹介している。

なお、「Flow」及び「広国大キャンパス」は、本大学ホームページ上でも自由に閲覧が可能である。

（7）セミナー、シンポジウム等の開催

本大学では、教員の多様な研究領域を活かして、日頃から地元東広島市、呉市、広島市のほか、広島県内の病院団体や職能団体と共同で、セミナーやシンポジウム、講演会を開催している。また、本大学の教育や研究の成果を広く社会に公開・還元する取り組みとして、平成15年度より公開講座推進委員会を立ち上げ、全学的な公開講座の推進を図っており、平成16年度からは公開講座「広島国際大学 咲楽（さくら）塾」を各年度の前期と後期に分けて実施している。“学ぶ楽しさを大きく咲かす”をコンセプトに、日頃の研究成果を積極的に公表・提供する機会として、本大学の学部・学科や学際領域毎に年間通じて講演テーマを編成し、多様な分野・研究領域において最新のトピックスを題材にした講演会を展開することで、「地域に開かれた大学」「地域に貢献する大学」を目指している。今後も全学的にセミナー、シンポジウム等を定期的 to 実施することにより、社会に対しての情報発信に努めていく。

今般設置する看護学研究科看護学専攻博士後期課程においては、既設の研究科と同様に、基礎となる学部・学科がこれまでに実施しているセミナーや公開講座の開催にも参画する予定である。

〔3〕今後の計画

学校教育法の一部改正により、社会に対する説明責任を果たすとともに、大学教育の質を向上させる観点から、教育情報の積極的な公表を促進することになっている。

財務状況、入学・就職状況をはじめ、本大学の運営状況、教育・研究活動の現況、社会人入学等の生涯学習支援体制等について、本大学学生・教職員はもとより、広く社会に公開していくことを目標に、「自己評価委員会」を中心に具体的な検討を進めている。

とりわけ、研究活動の公表については、毎年、各教員の研究活動の状況調査を行い、これらの調査結果を研究活動・研究業績としてとりまとめ、年報やホームページ等によって、学部・学科単位で公開していく。また、今般設置する薬学研究科に係る設置認可書類及び設置計画履行状況報告書についても、ホームページ等で情報提供及び公表を行う計画である。

12. 教員の資質の維持向上の方策

本大学では、学部・大学院の設置計画を履行していくとともに、設置する学部・学科、研究科・専攻が掲げる教育・研究上の目的を達成できるように、教員一人ひとりが切磋琢磨しながら、教育内容や教育技法の改善について取り組んでいる。

〔1〕FD委員会の設置

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」を中心に、学生による授業評価の実施及びその結果を教員へフィードバックする等のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員の資質の維持向上）を実施してきたが、平成 15 年度にFDをより推進するため、「教育力向上のための推進委員会」を設置した。平成 16 年度には同委員会を「広島国際大学FD委員会」（以下「FD委員会」という）として再編成し、現在は同委員会を中心に組織的な活動を進めている。

「FD委員会」は、学長によって選任された 20 人の教職員が中心となって、次の取り組みや今後の実施提案を行っている。

- （1）学外講師による講演会の企画、実施及び教員の研修会参加に関すること。
- （2）全教員が教育力を高めるための支援活動として「FD News Letter」を発刊。
- （3）学生による「受講生満足度調査アンケート」の実施、結果の分析及び授業改善のための方策の検討。
- （4）「成績評価の適正化に関するアンケート」の実施とガイドラインの作成。
- （5）その他FDに関すること。

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。

〔2〕教員対象研修会の実施

より優れたシラバスの作成方法や、学生による授業評価結果を基にした教員の教育能力向上のための具体的な方策を探っているが、これには専門家からの事例報告・助言等が不可欠である。そのため、教員が学内外において、研修会等に参加できる機会を積極的に設けている。

学外での研修会への参加については、年数回複数の教員を派遣している。平成 17 年 3 月に「大学コンソーシアム京都 第 10 回FDフォーラム」、平成 18 年 8 月に「FDと大学教育改革」へ参加し、参加した教員による報告会を実施する等、他の教員にも同様の知見を得る機会が持てるよう配慮している。

学内における研修会については、平成 17 年 1 月に佛教大学 教育学部 教育学科 助教授 原 清治 氏を招き、「新たな『教育評価』をめぐって—大学コンソーシアム京都・FDフォーラムの実践例から—」と題して講演会を実施した。その後、平成 18 年 1 月には畠山 創 氏（代々木ゼミナール）の講演会（演題「最初の授業で全てが決まる！」）を、平成 19 年 1 月には宇佐美 寛 氏（千葉大学 名誉教授）の講演会（演題「わかりやすい授業」）を、平成 19 年 11 月には谷本 美彦 氏（宮崎大学 副学長）の講演会（演題「大学の教育力の向上と授業公開」）、平成 20 年 11 月には村山 正博 氏（聖マリアンナ医科大学 名誉教授）の講演会（演題「カリキュラム改革と教員組織の見直し」）、平成 22 年 2 月には濱名 篤 氏（関西国際大学 学長）の講演会（演題「大学教育の多様化時代における教育と運営の課題」）、平成 22 年 10 月には穂屋下 茂 氏（佐賀大学教授）の講演会（演題「e ラーニング教材の開発と教育への有効性」）を実施した。

また、平成 18 年 10 月には学内教員による講義における工夫や取り組みを発表し意見交換を行う「FD研修会」を初めて実施し、続く平成 19 年度においては 2 回（7 月、1 月）、平成 20 年度は 2 回（7 月、1 月）、平成 21 年度は 1 回（7 月）、平成 22 年度は 2 回（9 月、1 月）実施した。さらに、平成 19 年度には教員相互に授業参観できる「授業公開」を実施し、以降、毎年度前期・後期に授業公開の期間を設け、継続して実施している。

〔3〕学生による授業評価の実施

本大学では、開学当初から毎年、全ての学部において、学生による授業評価を実施している。

評価の方法は無記名のアンケート方式としており、質問項目は授業の理解度を中心とし、加えて自由記述できる項目を設けている。評価の結果については当初、教員の自主的な閲覧に任せていたが、開学 2 年目からは、該当科目の評価票を当該教員にそれぞれ届けることとし、評価の低い教員に対しては学長自らが授業の改善を促している。

学生の評価内容を各教員にフィードバックすることで、学生の学修の活性化や教授法の改善に努めるとともに、教員と学生がそれぞれ資質を高め、積極的な創意工夫の上に個性を発揮することのできる教育展開を目指すものである。

また、学生による「受講生満足度調査アンケート」の結果を教員にフィードバックする際、全教員に対してアンケートの質問項目等に関する調査を行い、その結果を「FD委員会」において検討し、「受講生満足度調査アンケート」が教育内容や教授法の改善にとってより効果的なものとなるよう改良を重ねている。

〔4〕学生の資格取得支援

本大学には、国家試験受験資格等、ライセンスと直結した教育課程を持つ学部・学科、研究科・専攻が多く、これらは将来像も明らかで教育目標も明確である。特に、これらの学科、専攻に所属する教員は、本大学の理念と将来の目標が完遂できるよう、教育の内容

や方法の改善・向上について組織的に取り組んでいる。

例えば、国家試験等の出題科目に対応・関連する授業科目を担当する教員間においては、それぞれの授業内容に整合性が保たれるよう密なる連絡調整や必要となる申し合わせを行っている。また、オムニバス方式を含め、複数の教員で担当する授業科目についても、担当者間で同様の打ち合わせを行い、相互に連携のとれた授業の実施を図っている。

〔５〕実践的な授業手法の習得

教育・研究面での事業計画における諸施策と連動するよう、施設・設備の効果的な整備を展開し、適宜ソフト・ハードの両面で最新設備機器の導入を行っている。

例えば、PCLL 教室、遠隔授業システム、CALL システム等、授業運営に関する設備には最新鋭の機器を導入している。教員は、専門領域に違いはあるものの、マルチメディアに代表されるこれらの機器類を活用した授業の実施・運営法を積極的に取り入れている。

〔６〕その他の活動

その他、教育・研究内容の向上及び活性化のための取り組みとして、次のとおり、実施している。

- (１)「広島県教育委員会」との連携による県下の高校生を対象とした公開授業の実施をはじめ、「教育ネットワーク中国」による高大連携事業への協力、「呉地域オープンカレッジネットワーク会議」による公開講座の開催等、地域の要請に応える新たな取り組みにも積極的に参加している。
- (２)「大学教員の教育力向上のための方策の構築」「シラバスの活用」をテーマとして、私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)の交付を受け、教育改革に取り組んでいる。
- (３)本大学が求める教員像を明確化しここに到達するため、教員の活動状況を定期的に点検・評価する「教員評価制度」を導入している。

以 上

広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）

設置に係るヒアリング調査結果

＜広島国際大学 薬学部 薬学科 在籍学生対象＞

大学院進学希望に関するヒアリング調査

調 査 方 法:ヒアリング調査

対 象 者:広島国際大学薬学部薬学科[6年制] 在籍学生(4年生、5年生)

調 査 時 期:平成 23 年 2 月実施

ヒアリング件数:238 人

No.	教室名	ヒアリング 件数 (人)
1	有機合成化学	13
2	生薬学	6
3	製品製造化学	7
4	有機薬化学	13
5	薬物生体分析学	11
6	物理化学	11
7	生理化学	11
8	環境毒物代謝学	13
9	分子細胞薬理学	10
10	神経薬理学	9
11	薬効解析学	14
12	臨床薬学	13
13	医薬品情報学	12
14	有機生体分子化学	10
15	生化学	14
16	製剤学	9
17	病態薬物治療学	13
18	薬物動態解析学	13
19	分子微生物科学	13
20	薬剤学	12
21	環境衛生薬学	11
合計件数（有効回答数）		238

設問 1：大学院への進学希望は？（有効回答数 238）

	ある	ない
件数	24	214
割合	10.1%	89.9%

設問 2：大学院への進学希望がある場合、本学への大学院進学を希望しますか？それとも、他大学の大学院進学を希望しますか？（有効回答数 24）

	本学大学院	他大学大学院
件数	5 名	19 名
割合	20.8%	79.2%

設問 3：大学院修了後、どのような分野の職業に就きたいですか？〔複数回答可〕
(回答件数 35 件)

	企業等研究員	病院	大学等教員	公務員
件数	11 名	9 名	9 名	6 名
割合	31.5%	25.7%	25.7%	17.1%

調査結果から

- (1) 大学院進学を希望するかどうかの設問では、「希望する」が 238 人中 24 人で、全体の 10.1%という結果となった。また、そのうち本学の大学院への進学希望は 24 人中 5 人で、全体の 20.8%という結果となった。このように、本学薬学部薬学科の在学生からの大学院進学の希望の回答があることから、薬学研究科医療薬学専攻を設置することは、本学の学生の要望にも合致する。
- (2) 大学院修了後の職業分野についての設問では、企業や医療機関での研究員が 31.5%、病院が 25.7%、大学等教員 25.7%、公務員 17.1%という結果となった。今般設置する、薬学研究科医療薬学専攻は、3 種の研究分野コースに大別し、さらに 6 種の志向モデルに細分化しており、学生が要望する多様な進路に対応する。

広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻(博士課程)の教育課程及び履修モデル

【履修モデル】

- ①**創薬・医薬資源探索研究志向モデル** 大学や研究所、製薬会社等における、有機化学的手法に基づく新規医薬品の創製、及び化学的合成品や天然物資源からの生理的活性成分の探索によって薬の開発研究に従事する薬学研究者や教育指導者
- ②**生命科学研究志向モデル** 大学や研究所、医療機関、製薬会社等における、生理活性成分の生体作用に関する研究分野、及び環境衛生、食品栄養など、生命科学関連の研究分野で活躍できる薬学研究者、薬剤師研究者、薬事関係業務で活躍する公務員や教育指導者
- ③**薬物療法学研究志向モデル** 大学や研究所、製薬会社等において、医薬品の開発における医薬品の作用機構や使用法に関する研究に従事する薬学研究者や医療機関における薬剤師研究者や教育指導者
- ④**薬物動態解析学研究志向モデル** 大学や研究所、製薬会社等において、医薬品の開発における医薬品の体内動態の機構解析や予測、使用法、制御法に関する分野の研究に従事する薬学研究者や、医療機関における薬剤師研究者や教育指導者
- ⑤**薬剤師研究者志向モデル** 医療機関における、専門薬剤師、治験研究者、薬剤疫学研究者、及びその関連業務に従事する薬剤師研究者や教育指導者
- ⑥**病態・治療学研究志向モデル** 医療機関や大学、研究所における、高度薬物療法の開発研究に従事する薬学研究者や、専門薬剤師、治験研究者、薬剤疫学研究者、及びその関連業務に従事する薬剤師研究者や教育指導者

【教育課程】

◎＝必修科目、○＝選択科目

科目区分		授業科目の名称	単位数		医療薬学基盤研究分野コース								医療薬学支援研究分野コース								医療薬学研究分野コース							
					創薬・医薬資源探索 研究志向モデル				生命科学 研究志向モデル				薬物療法学 研究志向モデル				薬物動態解析学 研究志向モデル				薬剤師研究者 志向モデル				病態・治療学 研究志向モデル			
			必修	選択	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次	1年次	2年次	3年次	4年次
専門基礎	医療薬学支援研究分野	医療薬物動態学特論	2		◎					◎					◎					◎					◎			
	医療薬学研究分野	医療薬物療法学特論Ⅰ	2		◎					◎					◎					◎					◎			
		医療医科学特論	2			◎					◎					◎					◎					◎		
専修特論	医療薬学基盤研究分野	有機化学特論	2	○																								
		医薬資源学特論	2	○																								
		生体分子化学特論	2					○											○									
		分子微生物科学特論	2										○					○										
		生活環境・栄養学特論	2						○																○			
		臨床薬理学特論	2	○												○									○			
	医療薬学支援研究分野	医療薬剤学特論	2						○						○						○					○		
		医療薬物療法学特論Ⅱ	2	○					○						○					○								
	医療薬学研究分野	応用薬理学特論	2												○						○					○		
			2												○						○					○		
専修演習	医療薬学基盤研究分野	有機合成化学演習	4			○																						
		有機薬化学演習	4																									
		医薬資源学演習	4																									
		生体分子化学演習	4							○																		
		分子微生物科学演習	4																									
		生活環境・栄養学演習	4																									
	医療薬学支援研究分野	臨床薬理学演習	4											○														
		医療薬剤学演習	4															○										
	医療薬学研究分野	医療薬物療法学演習	4																	○								
		応用薬理学演習	4																							○		
	医療医科学演習	4																										
		4																										
特設講座	医療薬学特設講座Ⅰ		4		○				○																			
	医療薬学特設講座Ⅱ		4										○					○							○			
特別研究			12			◎				◎				◎					◎					◎				
修得単位数						34				34				34					34					34				

【修了要件及び履修方法】

○修了要件

当該課程に4年以上在学し、所定の授業科目について34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文(薬学)の審査及び最終試験に合格すること。

○履修方法

- ①「専門基礎」の授業科目から、必修科目6単位修得すること。
- ②「専修特論」の授業科目のうち、「医療薬学基盤研究分野」、「医療薬学支援研究分野」および、「医療薬学研究分野」からそれぞれ1科目を含め、計8単位以上を修得すること。
- ③「専修演習」のうち、指導教員が指定する授業科目から、選択科目4単位以上を修得すること。
- ④「特設講座」のうち、選択科目4単位以上を修得すること。
- ④ ①②③④および「特別研究」12単位を含め、計34単位以上を修得すること。

広島国際大学 組織体系図

《基礎となる学部・学科との関係及び大学院改編にかかる新旧対照》

学部	大学院							
	改組前（現行）		⇒	改組後				
	平成 23 年度			平成 24 年度				
保健医療学部	医療・福祉科学研究科	入学員	⇒	医療・福祉科学研究科	入学員			
診療放射線学科 臨床工学科 総合リハビリテーション学科	{ 医療工学専攻 M 医療工学専攻 D	10 人 2 人		医療工学専攻 M 医療工学専攻 D	10 人 2 人			
医療福祉学部		医療福祉学専攻M		5 人	医療福祉学専攻M	5 人		
医療福祉学科								
医療経営学部	医療経営学専攻M	5 人	医療経営学専攻M	5 人				
医療経営学科								
心理科学部	心理科学研究科	入学員	⇒	心理科学研究科	入学員			
臨床心理学科 コミュニケーション心理学科	{ 臨床心理学専攻D 実践臨床心理学専攻 P コミュニケーション学専攻M 感性デザイン学専攻M	2 人 20 人 5 人 5 人		{ 臨床心理学専攻 D 実践臨床心理学専攻 P コミュニケーション学専攻 M 感性デザイン学専攻 M	2 人 20 人 5 人 5 人			
		工学部			工学研究科	入学員	工学研究科	入学員
		建築学科 情報通信学科			建築・環境学専攻M 情報通信学専攻M	5 人 5 人	建築・環境学専攻M 情報通信学専攻M	5 人 5 人
看護学部	看護学研究科	入学員	⇒	看護学研究科	入学員			
看護学科	看護学専攻M	10 人		看護学専攻M 看護学専攻D	10 人 3 人			
薬学部				薬学研究科	入学員			
薬学科				医療薬学専攻D	2 人			

【備考：平成 24 年度の変更事項】

- ・薬学部薬学科（6 年制）を基礎となる学部・学科とし「薬学研究科医療薬学専攻博士課程」を設置する。
- ・「看護学研究科」に博士後期課程を設置する。

広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻(博士課程)
の教育体系図(学部教育との関連図)

養成する人材像

医療系薬学の薬剤師・研究者や教育者、薬剤疫学研究者、
専門薬剤師、治験担当者、臨床開発や医薬品開発の研究者

医療薬学特別研究組織

医療薬学
研究分野

病院・医療
センター

医療薬学基盤
研究分野

医療薬学支援
研究分野

4
年
制
大
学
院
研
究
科

卒 業 研 究

学 外 実 務 実 習

化学系

物理・分析系

生物・衛生系

薬理系

薬剤系

医療薬学系

専門教育科目

専 門 基 礎 科 目

6
年
制
薬
学
部

広島国際大学大学院 薬学研究科
医療薬学専攻（博士課程）の臨床研修にかかる、
実習施設の使用承諾書、実習施設の概要

実習施設一覧

No.	実習施設名	住 所	受入可能 人数
1	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	広島県 呉市青山町3番1号	2
2	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院	広島県 呉市西中央2丁目3番28号	2
3	独立行政法人労働者健康福祉機構 中国労災病院	広島県 呉市広多賀谷1丁目5-1	2

広島国際大学就業規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する広島国際大学(以下「広国大」という)に勤務する専任の職員の服務規律および待遇に関する事項については、この就業規則(以下「規則」という)に定めるところによる。

2 広国大に勤務する特任の職員、嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員に関する就業規則は、別に定める。

(定義)

第2条 この規則において専任の職員(以下「職員」という)とは、教育職員、事務職員、医療職員、技能職員および用務員をいう。

(適用除外)

第3条 職員のうちつぎに掲げる者については、この規則に定める勤務時間、休憩時間および休日に関する規定を適用しない。

イ 学長

ロ 監視または断続的勤務に従事する者として労働基準監督署の許可を受けた者

(遵守義務)

第4条 職員は、この規則のほか広国大の諸規定を遵守し、理事会の決定および理事長、学長その他上長の職務上の指示および命令に従い、学園の秩序を維持するとともに、互いに協力してその職責を遂行し教育および研究の目的達成に努めなければならない。

第2章 任免

(試用期間)

第5条 新たに職員として採用された者には、6カ月の試用期間を置く。ただし、理事長が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の試用期間は、勤続期間に算入する。

3 試用期間中において、職員として適格性を欠くと認められたとき、理事長は理事会の議を経て雇用契約を解約することができる。

4 前項の解約が、採用後14日を超えて引き続き雇用されている者に対して行われるときは、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給する。

(休職)

第6条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は休職を命じることができる。

イ つぎの期間、第24条に定める病気休暇を取得したとき

勤続3年以下の者 3カ月

勤続3年を超える者 6カ月

勤続5年を超える者 10カ月

勤続10年を超える者 12カ月

ロ 公職に就き業務の遂行に支障があると認められたとき

ハ 刑事事件に関し起訴されたとき

ニ やむを得ない事情により休職を願い出て許可されたとき

ホ やむを得ない業務上の都合があるとき

ヘ 業務遂行に支障があると認められたとき

2 病気休暇を取得した者が出勤し、同一または類似の原因により再び病気休暇を取得した場合において、その出勤期間が3カ月未満のときは、前後の病気休暇取得期間を通算する。

3 第1項ホ号およびヘ号の適用については、理事会の議を経るものとする。

(休職期間)

第7条 休職の期間は、つぎのとおりとする。

イ 前条第1項イ号の場合 1年以内(結核性疾患の場合は2年以内)。ただし、理事会は、傷病の回復状況その他の情状を考慮し、1年を限度として期間を延長することができる。

ロ 前条第1項ロ号の場合 休職理由が継続する期間

ハ 前条第1項ハ号の場合 休職理由が継続する期間

ニ 前条第1項ニ号の場合 休職を許可された期間

ホ 前条第1項ホ号の場合 1年以内

ヘ 前条第1項ヘ号の場合 1年以内

(休職期間中の身分等)

第8条 休職期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。

2 休職期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

3 休職期間は、広島国際大学退職金規定その他特に定めるもののほか、勤続期間に算入しない。

(復職)

第9条 休職の理由が消滅したとき、理事長は、速やかに復職を命じる。ただし、第6条第1項ハ号に該当する場合は、復職を命じないことがある。

(退職)

第10条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当然に退職するものとする。

- イ 定年に達した年の年度末(3月31日)
- ロ 死亡したとき
- ハ 退職を願い出て受理されたとき
- ニ 休職期間が満了しても復職を命じられない場合で、期間満了後30日を経過したとき。
ただし、第6条第1項ホ号による休職の場合を除く。

(退職願)

第11条 職員は、退職しようとするとき、退職希望日の14日前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(定年)

第12条 定年年齢は、満64歳とする。

2 前項にかかわらず、別に定める基準に該当する者については、この規則に定める専任の職員以外の職員として、1年間、再雇用することができる。

(解雇)

第13条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、理事会の議を経て30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

- イ 勤務成績が悪く、職員としての適格性を欠くと認められたとき
- ロ 心身の故障のため、業務に堪えないと認められたとき
- ハ やむを得ない業務上の都合があるとき

(離職者の義務)

第14条 職員が退職するときまたは解雇されるときは、つぎに掲げることを守らなければならない。

- イ 上長の指示に従い、速やかに業務上の書類とともに後任者に文書により事務引継ぎを行うこと
 - ロ 職員証明書、私立学校教職員共済加入者証その他求められた書類を速やかに返却すること
 - ハ 貸出図書その他学園の貸与物品または貸付金その他学園に対する債務を速やかに完済すること
- 2 退職し、または解雇された者は、職務上知り得た事項について秘密を守らなければならない。

(配置転換等)

第15条 理事長は、業務の都合により職種または勤務場所の変更を命じることができる。

第3章 勤務

(勤務時間)

第16条 事務職員および医療職員の所定勤務時間は、1日について7時間、1週間について38時間30分とする。

- 2 技能職員および用務員の所定勤務時間は、1週あたりの勤務時間が40時間を超えない範囲で毎年度当初に理事長が定める。
- 3 前2項にかかわらず、所定勤務時間は、毎月1日を基準日とする1カ月単位の変形労働時間制とし、1カ月ごとの勤務時間および各日の始業、終業時刻を事前に決定し通知する。
- 4 事務職員の管理職(部長、室長、センター長および課長)には前3項を適用しない。
- 5 教育職員の勤務時間は、別に定める広島国際大学専任教員の授業担当時間に関する規定による授業担当責任時間を含め、9時から17時とする。
- 6 前項にかかわらず、教育職員は、学長の承認を得て、授業担当など業務の都合により4週間を平均した1週当たりの実働時間が38時間30分を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。
- 7 教育職員は、毎年度勤務割表を学長に提出し、承認を得なければならない。
- 8 学長は、業務の都合により第3項および第5項に定める時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。

(校外研修日)

第17条 教育職員が勤務の日に学外で研修しようとするとき、または第33条により承認を得た学外での兼職に従事しようとするときは、あらかじめ学長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、出勤簿の押印をもって事後に承認を求めることができる。

- 2 理事長は、授業に支障のない時期において事務職員、医療職員、技能職員および用務員(以下「事務系職員」という)に出勤を要しない校外研修日を与えることができ、その適用については、事務系職員の校外研修日に関する内規に定める。
- 3 校外研修日は、勤務したものとみなす。

(休憩時間)

第18条 事務系職員の休憩時間は、11時30分から12時30分までとする。

- 2 教育職員の休憩時間は、授業間隔時および昼食時を合計した1時間とする。
- 3 理事長は、業務の都合により第1項に定める時間帯の開始および終了時刻を変更することができる。
- 4 第1項にかかわらず、保安要員の休憩時間は、広島国際大学保安要員サービス内規に定める。

(休日)

第19条 職員の休日は、つぎのとおりとする。

イ 日曜日(法定休日)

ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ハ 12月29日から翌年1月3日まで

ニ 学園創立記念日(10月30日)

2 事務系職員については、2週のうち1回の土曜日を休日とする。

3 前2項にかかわらず、用務員のうち保安要員の休日は、広島国際大学保安要員服務内規に定める。

(休日振替)

第20条 上長は、業務の都合により、前条の休日をあらかじめ定めた他の日に振り替えることができる。

2 前項の振替を行うにあたっては、振替休日を指定し、前日までに当該職員に通知するものとする。

(時間外勤務および休日勤務)

第21条 上長は、業務の都合により勤務時間を超え、または休日に勤務を命じることができる。

2 前項の時間外勤務および休日勤務において、労働者の過半数を代表する者と協定を締結し労働基準監督署に届け出たときは、1日の実働時間が8時間を超える時間外勤務、または労働基準法第35条に定める休日の勤務を命じることができる。

(災害対策等による勤務)

第22条 災害その他避けることのできない理由によって臨時の必要があるとき、理事長、学長は、職員の勤務時間を延長し、または休日に勤務させることがある。

(年次有給休暇)

第23条 採用初年度の職員には、採用された月によって、当該年度内につぎのとおり年次有給休暇(以下「年休」という)を与える。1月以降に採用された職員には、その年度内に年休を与えない。

4月～9月採用 10日

10月～12月採用 5日

2 採用2年度目以降の職員には、前年度における勤務月数により当該年度内につぎのとおり年休を与える。

11カ月以上 20日

11カ月未満 19日

10カ月未満 18日

9カ月未満 17日

8カ月未満 16日

7カ月未満 15日

6カ月未満 14日

5カ月未満 13日

4カ月未満 12日

- 3 前項の勤務月数の算出において、第25条第1項、第27条、第28条および第44条に該当する場合は、出勤したものとみなす。
- 4 当該年度中受けることができなかった年休は、1年に限り20日を限度として次年度に繰り越すことができる。
- 5 年休の単位は1日または半日とし、半日年休は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務する。
- 6 年休を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により上長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。
- 7 職員が請求した時季に年休を与えることが業務の正常な運営を妨げるときは、上長は、他の時季に変更させることができる。

(病気休暇)

- 第24条 職員が業務上によらない傷病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第6条に定める期間の範囲内で、必要最小限度の期間について病気休暇を与える。
- 2 病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式に病気であることを証明する書類(休暇が7日以上に及ぶときは医師の診断書)を添えて理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に請求することができる。
 - 3 病気休暇が7日以上に及んだときは、復職時に医師の診断書を添えて職場復帰願を提出するものとする。

(特別休暇)

第25条 職員には、つぎに掲げる特別休暇を与える。

イ 慶弔休暇

- a 職員の父母、子または配偶者が死亡したとき 5日
- b 職員の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡したとき 3日
- c 職員が結婚するとき 挙式の日を含む連続する5日

ロ 生理休暇

女性職員で生理日の就業が著しく困難なとき 必要日数

ハ 産前産後休暇

- a 女性職員が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定のとき 出産の日までの申し出た期間
- b 女性職員が出産したとき 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く)

ニ 通院休暇

女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるとき 1回につき1日以内で必要と認める時間

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師等の特別の指示があった場合は、この限りでない。

ホ 看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、病気または負傷したその子の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

- a 小学校就学前の子が1人であれば年5日
- b 小学校就学前の子が2人以上であれば年10日

ヘ 介護休暇

要介護状態にある家族の介護をする職員が、その家族の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

- a 要介護状態の家族が1人であれば年5日
- b 要介護状態の家族が2人以上であれば年10日

ト 災害休暇

地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 理事長が必要と認める期間

チ 公用休暇

- a 選挙権その他の公民としての権利を行使するとき 理事長が必要と認める期間
- b 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭するとき 理事長が必要と認める期間

リ 永年勤続休暇

第37条イ号に基づく表彰を受けたとき

15年勤続表彰 3日以内

30年勤続表彰 5日以内

- 2 特別休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、

その理由を付して事後に承認を求めることができる。

- 3 前項により特別休暇の請求があった場合、理事長は、必要により証明書類の提出を求めることができる。

(特別休暇期間中の給与等)

第26条 特別休暇の期間は、勤続期間に算入する。

- 2 特別休暇の期間は、広島国際大学給与規定により特に定められた場合を除き、給与を支給する。

(育児休業)

第27条 職員は、1歳に満たない子(配偶者が当該子の1歳に達する日以前に、その子を養育するために育児休業をしている場合にあつては、1歳2カ月に満たない子)を養育するときは、1年間を超えない範囲で育児休業を申し出ることができる。

- 2 職員は1歳から1歳6ヶ月に達するまでの子を養育するときは、子の1歳到達日(1歳2カ月に満たない子を養育する場合にあつては、当該育児休業の終了予定日)において、本人または配偶者が育児休業を取得しており、つぎの各号のいずれかに該当する場合に限り、育児休業の延長を申し出ることができる。

イ 保育所(児童福祉法に規定する保育所に限る)に入所を希望しているが、入所できない場合

ロ 職員の配偶者であつて育児休業の対象者となる子の親であり、1歳(1歳2カ月に満たない子を養育する場合にあつては、当該育児休業の終了予定日)以降養育に当たる予定であった配偶者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

- 3 3歳未満の子を養育する職員から申出があつたときは、所定勤務時間を超えて勤務させない。
- 4 3歳未満の子を養育する職員で育児休業をしていない者から申出があつたときは、1日2回それぞれ30分または1日1回1時間を所定勤務時間から免除する。
- 5 前4項の対象職員、休業期間、手続、休業期間中の給与等は、育児休業規定に定める。

(介護休業)

第28条 職員は、要介護者を介護するときは、介護休業を申し出ることができる。

- 2 要介護者を介護する職員で、介護休業をしない者から申出があつたときは、1日の所定勤務時間を短縮し、または第16条第3項もしくは第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。
- 3 前2項の対象職員、休業期間、手続、休業期間中の給与等は、介護休業規定に定める。

(妊娠中および出産後の就業)

第29条 妊娠中の職員から申出があったときは、他の軽易な業務に転換させる。

2 妊娠中の職員から申出があったときは、時間外勤務および休日勤務をさせない。

3 妊娠中および出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査に基づく指導事項を守るため、申出があったときは、第16条第3項または第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更するなどの措置を講じるものとする。

第4章 服務規律

(出退勤)

第30条 職員は、出退勤の際、遅滞なく所定の方法により出退勤の事実を記録しなければならない。

(欠勤)

第31条 職員が欠勤しようとするときは、あらかじめ理事長に欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出できなかったときは、遅滞なく提出しなければならない。

(身上の届出)

第32条 職員は、履歴事項、住所、家族の異動等身上に関する異動があったときは、速やかに学長に届けなければならない。

(兼職)

第33条 職員は、学園以外の職務に従事しようとするときは、兼職に関する取扱要項の定めるところにより、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

2 教育職員が、非常勤講師として学園以外の職務に従事するときは、学園が設置する各学校での授業担当時間数の3分の1を超えてはならない。

(禁止事項)

第34条 職員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

イ 職務上の地位を利用して金品を受領し、または自己の利益を図ること

ロ 職務上の権限を越えて、または権限を濫用して、専断的な行為をすること

ハ 職務上知り得た秘密を漏らし、または学園の不利益となるおそれのある事項を他に告げること

ニ その他、学園の行動規範に反する行為をすること

第5章 給与、退職金

(給与)

第35条 給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(退職金)

第36条 退職金については、広島国際大学退職金規定に定める。

第6章 表彰、懲戒

(表彰)

第37条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、表彰することができる。

- イ 永年誠実に勤務したとき
- ロ 業務に誠実で他の模範となるとき
- ハ 業務で功績のあったとき
- ニ 国家または社会的に功績があり、学園の名誉となるべき行為のあったとき
- ホ 学園の災害を未然に防止し、または非常の際功労のあったとき
- ヘ その他前各号に準ずる表彰に値する行為のあったとき

2 前項の施行につき必要な事項は、表彰内規に定める。

(懲戒の理由)

第38条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、懲戒処分をすることができる。

- イ 正当な理由なく無届け欠勤が14日以上におよんだとき
- ロ 出勤が常でなく勤務成績が著しく悪いとき
- ハ 重要な履歴を偽ったとき
- ニ 第33条に定める承認を受けずに学園以外における職務に従事したとき
- ホ 素行不良で、職員としての体面を汚し、または刑事上の罪に該当するような行為をしたとき
- ヘ しばしば懲戒処分を受けたにもかかわらず、改めないとき
- ト 学園の経営、教育方針に反した行為により、学園の名誉を傷つけ、または学園に迷惑をおよぼしたとき
- チ 人権侵害の防止に関する規定第2条に定めるセクシュアルハラスメントおよびその他の人権侵害行為により、職場の秩序を乱し学園の職員または学生・生徒の、人権を侵害したとき
- リ 第4条に定める遵守義務および第34条に定める禁止事項に違反したとき

(懲戒の種類)

第39条 懲戒は、譴責、減給、出勤停止、降格、停職、諭旨退職および懲戒解雇とし、その方法は、つぎのとおりとする。

イ 譴責は、始末書を取り将来を戒める。

ロ 減給は、始末書を取り、給与の一部を一定期間減額する。この場合、1回の違反行為に対して、平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えないものとする。

ハ 出勤停止は、始末書を取り、1カ月以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。出勤停止期間中の給与は、支給しない。

ニ 降格は、始末書を取り、任用規定に定める降任、役職の解任のいずれかを行う。ただし、懲戒事由により、両方を併せて行うことがある。

ホ 停職は、始末書を取り、1年以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。停職期間中は、職員としての身分を保有するが、給与は支給しない。

ヘ 諭旨退職は、本人を説諭の上退職届を提出させる。これに応じない場合は、30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。

ト 懲戒解雇は、予告期間を設けなくて即時解雇し、退職金を支給しないこととし、労働基準監督署の認定を得た場合は、予告手当も支給しない。

2 職員が学園に損害を与えたときは、懲戒されることによって損害の賠償を免れることはできない。

(懲戒の手続)

第40条 職員が第38条に定める懲戒の理由に該当すると認められるとき、理事長は、その都度、懲戒委員会を設ける。

2 理事長は、前項による懲戒委員会の答申を踏まえ、理事会の議を経て、懲戒処分を決定する。

3 懲戒委員会については、懲戒委員会規定に定める。

第7章 安全衛生

(保安)

第41条 職員は、防火・防災・防犯に努め、学生生徒・職員の人身および学園の財産の保護および安全保持に努めなければならない。

(健康診断)

第42条 職員は、毎年定期に広国大が実施する健康診断を受けなければならない。

(就業の禁止)

第43条 職員が法定伝染病、精神障害または勤務することにより病状が悪化するおそれの

ある疾病にかかったとき、理事長は、医師の意見を聴き就業を禁止することができる。

- 2 職員は、家族または同居人が法定伝染病にかかったとき、またはその疑いがあるときは、直ちにその旨を理事長に届け出てその指示を受けなければならない。

第8章 災害補償

(業務上の傷病)

第44条 業務上もしくは通勤により負傷し、または疾病にかかり、療養のために勤務することができない場合で、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)による認定を受けたときは、公傷病休暇とする。

- 2 第25条第2項および同条第3項の規定は、公傷病休暇の場合について準用する。
- 3 公傷病休暇の原因となる傷病が治癒したときは、速やかに復職しなければならない。

(法律に基づく補償)

第45条 公傷病休暇期間中は、労働基準法および労災法の定めによる補償を行う。

(公傷病休暇中の給与等)

第46条 公傷病休暇の期間は、勤続期間に算入する。

- 2 公傷病休暇期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(労災認定に準じた取扱い)

第47条 傷病が労災法による業務上傷病としての認定が得られなかった場合であっても、業務上の傷病と認めることが妥当と理事会が判断した場合は、前3条に準じた取扱いをすることができる。

付 則

- 1 この規則は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則は、2010年4月1日から施行する。
- 3 第27条、第28条、第35条および第36条にかかわらず、出向者(学園が大阪に設置する学校等から広国大へ勤務場所を変更する者をいう)の育児休業、介護休業、給与および退職金については、学校法人常翔学園就業規則第26条、第26条の2、第33条および第34条の定めるところによる。
- 4 この規則に解釈上または運用上の疑義が生じた場合、理事会がこれを解明する。

任用規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、学園に勤務する職員の任用に関する基準と手続を定め、もって任用の公正を図ることを目的とする。

(任用の原則)

第2条 任用にあたっては、採用試験、勤務の成績、職務能力もしくは技能、健康状態その他の実証または認定された事実に基づいて、公正に取り扱わなければならない。

(定義)

第3条 この規定において任用とは、採用、格付、昇任、降任および転任をいう。

2 採用とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

イ 職員でない者を新たに職員に任命すること

ロ 定年に達し退職した者を改めて職員に任命すること

ハ 第7条第1項各号または第2項の職員を同条第1項の他の号の職員もしくは第2項の職員に任命すること

3 格付とは、採用した専任の職員について職種別の職階または資格を決定することをいう。

4 昇任とは、専任の職員について第8条第2項に定める職種を変更しないで、現に任用している職階または資格から上位の職階または資格に進めることをいい、降任とは現に任用している職階または資格から下位の職階または資格に変更することをいう。

5 転任とは、専任の職員の職種等を変更して格付することをいう。

(任用の計画)

第4条 学校長は、あらかじめ教育系職員の任用計画を立案し、理事長の承認を得なければならない。

2 事務系職員の任用計画は、総務部長がこれを立案し、理事長の承認を得なければならない。

(任用の決定)

第5条 職員の任用は、理事会の定めるところにより理事長が決定する。

(任用の発令)

第6条 理事長は、任用を決定したとき、告示もしくは本人への辞令交付を行う。

2 前項にかかわらず、非常勤講師に委嘱する授業担当科目および時間数は学校長が通知する。

第2章 職員の区分

(職員の区分)

第7条 職員の区分は、つぎのとおりとする。

- イ 専任の職員
- ロ 特任の職員
- ハ 嘱託の職員
- ニ 客員の職員
- ホ 非常勤の職員

2 前項のほか、必要により臨時要員を採用することがある。

3 学園以外に本務を有する者は、専任の職員に採用することができない。

(専任の職員)

第8条 専任の職員は、兼職を許可されまたは特に認められたもののほかは、その勤務時間および職務能力を教育・研究および学校運営の目的達成のために尽くさなければならない。

2 専任の職員は、教育系職員および事務系職員に分け、それぞれの職種はつぎのとおりとする。

イ 教育系職員の職種

教育職員、研究職員、技術職員

ロ 事務系職員の職種

事務職員、医療職員、技能職員(運転手、工作員)、用務員(校員)

3 教育系職員には、つぎのとおり職階または資格を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院教授、大学院准教授、大学院講師

大学教授、大学准教授、大学講師

高等学校教諭、中学校教諭

ロ 研究職員の資格 研究員二級、研究員一級、特別研究員

ハ 技術職員の資格 技師一級、技師二級、技師三級

4 事務系職員のうち事務職員および医療職員を、つぎのとおり区分し、資格を設定して任用の際に格付ける。

イ 事務職員

区 分		資 格
管理職		参事、副参事
一般職	総合職系列	主幹、主事、主事補
	専任職系列	専任職 1 級、専任職 2 級 専任職 3 級、専任職 4 級
	エントリー系列	書記

ロ 医療職員

看護師1級、看護師2級、看護師3級

- 5 前項の系列および任用の基準等については、事務職員任用基準および医療職員任用基準に定める。

(特任の職員)

第9条 特任の職員は、専任の教育系職員に代わってそれに準ずる職務遂行が期待できる
とき、雇用期間を付して教育職員、研究職員あるいは技術職員として採用する。

- 2 特任の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院特任教授、大学院特任准教授、大学院特任講師、大学院特任助教、大学院特任助手

大学特任教授、大学特任准教授、大学特任講師、大学特任助教、大学特任助手、高等学校特任教諭、中学校特任教諭

ロ 研究職員の職階

特任研究員

ハ 技術職員の職階

特任技師

- 3 特任の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、特任教員規定および高等学校特任教諭規定に定める。

(嘱託の職員)

第10条 嘱託の職員は、専任の事務系職員に代わってそれに準じる職務遂行が期待できる
とき、事務系職員として雇用期間を付して採用する。

- 2 嘱託の事務系職員の職種は、つぎのとおりとする。

嘱託職員(事務職員、看護師、大阪工業大学ピアサポーター、高等学校実習助手、工作員、運転手、校員、校員補)

- 3 前2項のほか、校医、弁護士、弁理士等特定の専門領域について業務を委嘱する者を業務嘱託として採用することができる。

- 4 嘱託の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、嘱託職員就業規

則および広島国際大学嘱託職員就業規則に定める。

(客員の職員)

第11条 客員の職員は、教育の充実または学術研究・共同研究の推進あるいは大学運営に対して貢献が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員、研究職員または技術職員として採用する。

2 客員の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院客員教授、大学院客員准教授、大学院客員講師

大学客員教授、大学客員准教授、大学客員講師

ロ 研究職員の職階

客員研究員

ハ 技術職員の職階

客員技師

3 客員の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、客員教員規定に定める。

(非常勤の職員)

第12条 非常勤の職員は、教育職員とし、学園が設置する各学校の非常勤講師として採用する。

2 非常勤講師は、つぎの各号のいずれかに該当するときに採用する。

イ 授業計画上、他の教育職員をもって充てることが困難なとき

ロ 専攻分野等から、専任の職員が得がたいとき

ハ 専任の教員に欠員が生じて授業計画に支障を来すとき

3 非常勤講師の採用の基準、手続等については、非常勤講師任用規定または広島国際大学非常勤講師任用規定に定める。

4 第1項の非常勤講師のほか、大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学においてはティーチング・アシスタント(TA)を、大阪工業大学大学院においてはリサーチ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクター(PD)およびテクニカル・サポーター(TS)を、摂南大学においてはスチューデント・アシスタント(SA)を採用することができる。

5 前項の職員の採用の基準、手続等については、ティーチング・アシスタント(TA)要項、大阪工業大学大学院リサーチ・アシスタント(RA)要項、大阪工業大学大学院ポスト・ドクター(PD)要項、大阪工業大学大学院テクニカル・サポーター(TS)要項および摂南大学スチューデント・アシスタント(SA)要項に定める。

(臨時要員)

第13条 臨時要員は、つぎの各号のいずれかに該当するときに日数を限って採用するもの

とする。

イ 緊急かつ臨時の業務を処理する必要が生じたとき

ロ 業務の繁忙期にあたり、専任および嘱託の職員のみで処理することが困難であるとき

ハ 特殊な業務で、専任および嘱託の職員では処理できないとき

ニ 臨時に欠員が生じ、または業務を担当する者が欠けたとき

2 臨時要員の採用手続等については、臨時要員に関する内規および広島国際大学臨時要員に関する内規に定める。

(雇用期間)

第14条 特任の職員の雇用期間については、特任教員規定および高等学校特任教諭規定に定める。

2 嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員の雇用期間は1年以内とする。ただし、年度の途中で採用された者については、当該年度末までとし、年度を超えることはできない。

3 前項の者を翌年度更新の手続を行って再度採用することを妨げない。

4 学園の学生を嘱託の職員として採用する場合は、年度を超えた雇用期間を設けることができることとし、これについては、嘱託職員就業規則、広島国際大学嘱託職員就業規則および高等学校実習助手内規に定める。

第3章 採用

(採用の基準)

第15条 職員として採用される者は、職種および職階または資格ごとに求められる基準を充足するとともに、私立の教育事業である学園にふさわしい識見を備えている者でなければならない。

2 職種および職階または資格の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(募集の方法)

第16条 職員の募集は、原則として公募とし、各学校のホームページ、一般新聞、学会誌等に掲載するなど適切な方法により学内外に告示するものとする。

2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、公募によらないことがある。

イ 大学・大学院の設置および学部・学科・研究科・専攻・課程の新增設に関する教員組織を構成するとき

ロ 専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくいとき

ハ その他やむを得ないと理事長が認めたとき

(選考の方法)

第17条 選考は、資格審査を行ったうえで総合的に行う。

2 選考に必要な書類は、つぎのとおりとする。

イ 履歴書

ロ 教育・研究業績書(教育系職員に限る)

ハ 教育に対する抱負レポート(教育系職員に限る)

ニ 職務経歴書

ホ 健康診断書(適性または職務遂行能力を判断するうえで合理的かつ客観的にその必要がみとめられる場合のみ)

ヘ 最終学校の卒業(見込)証明書および学業成績証明書

ト 教員免許状等職務に必要な資格取得を証明するもの

3 前項にかかわらず、採用職種等によっては書類を追加または省略することがある。

(資格審査)

第18条 資格審査とは、本人の経歴等から判断される能力が、当該職種、職階または資格に適合するかを審査することをいう。

2 教育系職員の採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。

3 事務系職員採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。

4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

イ 書類審査

ロ 面接試験

ハ 筆記試験

ニ 適性検査

ホ 実技試験、模擬授業

第19条 削除

(採用の決定)

第20条 職員の採用は、資格審査を経た候補者のうちから、つぎの各号に基づいて総合的に決定する。

イ この規定その他所定の手続に従って選考されたか

ロ 法令および学園規定に定める基準に合致しているか

ハ 本人の能力、適性、健康状態等が学園の勤務に耐えられるか

- ニ 人格・識見等が教育事業の職員にふさわしいか
- ホ 学園の目的、建学の精神、運営方針から見て適任か

第4章 昇任・降任・転任

(昇任)

第21条 専任の職員で、現に任用している職階または資格より上位の職階または資格に求められる基準に達した者については、これを昇任させることができる。

2 資格および職階の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(昇任の選考)

第22条 選考は、昇任候補者について資格審査を行ったうえ、総合的に行う。

2 教育系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。

3 事務系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。

4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

イ 教育・研究・大学運営に係る業績評価(教育系職員)

ロ 人事考課(事務系職員)

ハ 筆記試験

ニ 面接試験

ホ 実技試験

ヘ その他職務遂行能力を客観的に判断できる資料

5 必要により健康診断を行うことがある。

(昇任の決定)

第23条 昇任は、資格審査を経た候補者のうちから第20条の定めを準用して総合的に決定する。

(特別昇任)

第24条 専任の職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または心身障害者となるに至ったとき、理事長は学校長等の申請に基づき前3条によらないで昇任させることがある。

2 現に任用されている職階または資格から上位の職階または資格に任用されるに必要な経過年数は不足するが、当該職階または資格に要求される基準を十分に充足し、かつ勤務成績が優秀な者について、理事長は、学校長等の申請に基づき特別に昇任させることがある。

(降任)

第25条 専任の職員が現に任用されている職階または資格の基準を真に充足していないと判断されるとき、理事長は、学校長等の申請に基づき降任させることがある。

(転任)

第26条 業務の都合により、理事長は、学校長等の意見を聴いて職員の職種変更を命じることがある。

第5章 雑則

(規定の改廃)

第27条 この規定の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2011年4月1日から施行する。ただし、同日以降に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 3 改正前の付則第3項および第4項の適用については、なお従前の例による。

特任教員規定

(趣旨)

第1条 この規定は、任用規定第9条に定める特任の職員(以下「特任教員」という)の職務、資格、雇用期間、給与等について定める。

2 前項にかかわらず、高等学校特任教諭および中学校特任教諭については、特任教諭規定に定める。

(職務)

第2条 特任教員は、専任に準じて、教育・研究・大学運営のうち、特に任じられた職務を行う。

(資格)

第3条 特任の教育職員は各大学・大学院の教員選考基準(規定)に定める大学教員の資格を、特任の研究職員は研究職員選考基準に定める資格を、特任の技術職員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身共に健全な者でなければならない。

(雇用期間)

第4条 特任教員の雇用期間は、5年とする。ただし、必要により1回に限り更新することができる。

2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、5年以内で別途雇用期間を設定する。

イ 教育遂行上の必要性があると理事長が認めたとき

ロ 学園を定年退職した者を引き続き雇用するとき

3 満70歳を超える者を特任教員に採用することはできない。ただし、学校長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは、この限りでない。

(就業規則等規定の適用・準用)

第5条 特任教員には、学校法人常翔学園就業規則のうち、第5条、第12条、第33条および第34条(広島国際大学に採用された者にあつては、広島国際大学就業規則のうち、第5条、第12条、第35条および第36条)を除き、これを準用する。

2 前項にかかわらず、学校法人常翔学園就業規則第16条から第27条および第31条(広島国際大学就業規則にあつては、第16条から第29条および第33条)までに定める勤務については、任じられる職務に応じて個別に設定し労働契約において定める。

3 特任教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用または準用する。

(支給する給与)

第6条 特任教員には、本俸、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

(本俸)

第7条 本俸は年俸とし、別表第1特任教員年俸表および別表第2または別表第3の年俸適用基準により支給する。ただし、学校長の申請にもとづき理事長が特に認めたときは、別途年俸額を定めることができる。

(役職手当)

第8条 役職手当は、学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学役職手当支給規定)により支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条 学内出講料は、別表第4学内出講料支給基準に基づき支給する。

(授業担当責任時間)

第11条 特任教員のうち別表第1特任教員年俸表1号俸適用者には、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用して授業担当責任時間を設定する。

2 前項にかかわらず、学校長は、教育研究の遂行上これを準用せず、別途、職務を命じることができる。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、各学校長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

1 この規定は、2010年4月1日から施行する。

2 昭和40年1月16日制定の特任教授規定および昭和40年3月31日制定の特任教授給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授規定および1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授給与内規は、廃止する。ただし、現に廃止前の同規定および同内規に

より任用された者の職務、資格、雇用期間、給与等については、なお従前の例による。

- 3 この改正規定は、2011年4月1日から施行する。ただし、同日以後に任用する者については、その任用手続時から適用する。

別表第1 特任教員年俸表

職階		1号俸	2号俸	3号俸
教育職員	特任教授	9,000,000円	5,500,000円	3,000,000円
	特任准教授	7,000,000円	4,500,000円	2,500,000円
	特任講師	6,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助教	5,500,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助手	4,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
研究職員	特任研究員	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
技術職員	特任技師	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円

別表第2 特任の教育職員の年俸適用基準

号俸	適用基準
1号俸	専任に準じる職務貢献が期待できる者
2号俸	専任の3分の2以上の職務貢献が期待できる者
3号俸	専任の3分の1以上の職務貢献が期待できる者

注：大学院在学中の者を特任助手に採用する場合の年俸は3号俸を適用する。

別表第3 特任の研究職員・技術職員の年俸適用基準

職員	適用基準
研究職員	研究職員選考基準に定める特別研究員相当者を1号俸、研究員1級相当者を2号俸、研究員2級相当者を3号俸とする。
技術職員	技術職員任用基準に定める技師1級相当者を1号俸、技師2級相当者を2号俸、技師3級相当者を3号俸とする。

別表第4 学内出講料支給基準

対象者	支給基準
1号俸適用者	授業を担当すべき時間については、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用し、学内出講料支給規定および同施行細則(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定および同施行細則)により学内出講料を支給する。
2号俸3号俸適用者	週当たりの授業時間数が6時間を超える者に対して、学内出講料支給規定および同施行細則(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定および同施行細則)を準用して学内出講料を支給する。

客員教員規定

（趣旨）

第1条 この規定は、任用規定第11条に定める客員の職員(以下「客員教員」という)の職務、資格、雇用期間、給与等について定める。

（職務）

第2条 客員教員は、優れた業績、見識、経験をもって特に委嘱された職務を行う。

（資格）

第3条 客員の教育職員は、各大学・大学院の教員選考基準に定める大学教員の資格を、客員の研究職員は研究職員選考基準に定める資格を、客員の技術職員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身ともに健全にして、教育の充実または学術研究・共同研究の推進もしくは大学運営に対して貢献が期待できる者でなければならない。

（雇用期間）

第4条 客員教員の雇用期間は、1年とする。ただし、必要により更新することができる。
2 満70歳を超える者を客員教員に採用することはできない。ただし、学校長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは、この限りでない。

（就業規則等規定の適用）

第5条 客員教員には、任じられる職務に応じて学校法人常翔学園就業規則(広島国際大学に採用された者にあつては、広島国際大学就業規則)の定めを準用し、その都度、個別に設定し、雇入通知書をもって本人に通知する。
2 客員教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用しない。

（支給する給与）

第6条 客員教員には、本俸、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

（本俸）

第7条 本俸は年俸とし、別表第1により支給する。
2 前項にかかわらず、客員の技術職員については、臨時要員に関する内規を準用し、第10条に定める学内出講料は支給しない。
3 前2項にかかわらず、学校長の申請に基づき、理事長が特に認めたときは、別途年俸額

を定めることができる。

(役職手当)

第8条 学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定により支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条 授業を担当する者には、非常勤講師出講料支給内規(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学非常勤講師出講料支給内規)を準用して出講料を支給する。

2 卒業研究指導を担当する者には、学内出講料支給規定施行細則第4条(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定施行細則第3条)を準用して卒業研究指導手当を支給する。

(その他の手当)

第11条 研究または講演などを依頼した場合は、交通費・謝礼などを支給する。

(役員・職員の兼務者)

第12条 学園の役員または専任職員等として勤務している者が、客員教授を兼務している場合、第7条の本俸は支給しない。

(規定の改廃)

第13条 この規定の改廃は、各学校長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2010年4月1日から施行する。ただし、同日以後に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 2 昭和40年6月11日制定の客員教授規定および昭和40年6月11日制定の客員教授給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学客員教授規定および1998年2月2日制定の広島国際大学客員教授給与内規は、廃止する。

別表1 客員教員年俸表

職階	1号俸	2号俸
	学長が特に任じた職務を委嘱された者	授業、特別講義など限定された職務を委嘱された者
客員教授	600,000円	100,000円
客員准教授		
客員講師		
客員研究員		

広島国際大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）

入学から修了までの指導体制およびスケジュール

【入学から修了までの指導体制】

1. 履修指導

- ・ 授業科目の履修指導は、より高度な専門知識を効果的に修得させるため、研究計画に基づいて当該学生の指導教員が行う。
- ・ 効果的に科目を選択できるよう、希望する進路に応じた履修モデルを設定するが、履修指導にあたっては、学生個々の資質と希望に従って柔軟に行う。
- ・ 医療薬学の基盤的知識となる「専門基礎必修特論 3 科目」と「専修基礎選択特論 4 科目」は、1 年次と 2 年次の間に履修させる。
- ・ [演習]と[特別研究]は 4 年間を通じ継続して実施し、研究のための資料収集を行うとともに、得られた資料の検証法や論文作成法などを指導する。
- ・ 指導教員は、学生個々の理解度、学修及び研究の進行度を確認しながら、個別に、かつ継続的に指導する。
- ・ 医療薬学特設講座Ⅰ・医療薬学特設講座Ⅱにおいては、医療機関における臨床・講義研修、学会発表、論文発表及び講演受講などの研究活動を啓発し評価することにより、学生の自主的な研究活動を促す。学会発表、論文発表及び講演受講の時期は、学生各自の特別研究の進捗状況により異なるものであり、その履修時期は自由に選択できるが、医療機関における臨床・講義研修はできるだけ 1 年次あるいは 2 年次の履修を推奨する。また、学会参加は 1 年次より継続的に参加するよう促し、学会発表は研究の進捗状況に併せるが、できるだけ 1 年次あるいは 2 年次の履修を推奨する。さらに、学会発表とともに専門学術誌に論文として投稿できるように指導し、論文業績を促すとともに、4 年次後期には博士論文を作成できるように指導する。

2. 評価

- ・ 各科目の担当教員は、学生の理解度や進捗度を学期ごとに一定の評価基準を設けて評価し、成績を学生支援センター呉学務課（以下「呉学務課」という）に提出する。呉学務課より各個人に成績を報告する。
- ・ 学生個人の研究活動である臨床研修や学会参加、学会発表および専門学術誌への論文発表を評

価し、その成績を指導教官から呉学務課に提出する。呉学務課より各個人に成績を報告する。

3. 研究指導

- ・ 大学院の受験希望者には、受験前にあらかじめ希望研究分野の指導教員等に連絡をとり、各専門分野の教育・研究内容の説明を受け理解した後に受験するように指導する。
- ・ 配属してきた学生に対し、指導教員は、研究目的が達成できるように指導・助言を行いながら、学生個々の研究意欲・目的・関心に沿った研究課題を自ら選択させ、具体的な研究方法の指導、文献研究等を通じて、段階的に研究を深化させ、自立して研究を継続しうる高度の研究能力を養成するとともに、専門学術誌に論文を発表できるように指導する。
- ・ 将来、認定薬剤師や専門薬剤師を目指す者については、連携する3病院のいずれかで早期に臨床・教育研修を受けさせるとともに、病院での薬剤師等とも協力し、実務的な専門領域に関連する研究課題を探索し、それに関する研究の完成を目標にして、より先進的・独創的な研究成果をあげることができるよう指導する。病院の薬剤師が共同研究者として希望する場合、特別研究の指導や助言、共同研究を行えるような体制を整える。
- ・ 研究テーマが決定した場合、テーマに基づく詳細な研究計画書を作成させる。自らの研究課題・方法を明らかにし、資料収集や基礎的な研究手法を身につけるよう指導する。また、動物実験等を含む場合には、あらかじめ、動物実験委員会に申請書を提出して審査を受けさせるよう指導する。動物実験については、動物実験委員会の承認後に研究を開始させる。
- ・ 1, 2, 3年次には研究に専念させ、研究が深化し発展するように指導する。また、学会や研究会への参加を積極的に奨励し、かつ発表できるように指導する。さらに、研究の成果について、出来るだけ早く専門学術誌に論文として投稿し受理されるように、英語に慣れさせるとともに、論文の作成指導を行う。
- ・ 4年次後期には博士論文を完成させ、学位論文審査に関連する書類とともに呉学務課に提出する。博士論文の完成に向けては、複数の教員が多方面から総合的に指導する体制をとる。また、主査および複数の副査による論文指導、試験・試問、および公開方式の「最終発表会」による審査により、学位の質の担保を図る。

【入学から修了までのスケジュール】

	学生の修学課題	教員の指導体制
受験前	希望研究分野の指導教員との面談を通じ、研究テーマの概要について理解する。	- 教育・研究内容の説明 - 学位取得システム等の説明
入学時	- 配属講座の決定 - 履修科目の決定	指導教員による履修指導
1 年次	- 必修科目、選択科目の特論や演習の履修 - 具体的な研究テーマ、研究課題等の決定 - 研究のための資料収集や基礎研究 - 臨床・教育研修の履修（医療薬学研究分野の学生）	- 研究計画に基づいた履修指導 「特論」や[演習]の実施 - 研究計画書の検討と指導
2－3 年次	- 研究の推進 - 学会・研究会への参加・発表 - 専門学術誌への論文投稿・受理	- 研究指導 - 学会・研究会参加の奨励・発表の指導 - 投稿論文の作成指導（語学指導を含む）
4 年次	- 研究の推進 - 学会・研究会への参加・発表 - 専門学術誌への論文投稿・受理 - 博士論文作成 - 学位論文審査申請 - 主査および副査による試験・試問 - 最終発表会	- 研究の指導 - 学会・研究会参加の奨励・発表の指導 - 博士論文作成指導 - 申請書類の作成指導 - 主査および副査による試験・試問 - 最終発表会での発表指導

広島国際大学大学院薬学研究科医療薬学専攻（博士課程）
施設・設備配置図（専用・共用）

- ・本研究科の使用施設（専用・共用）に係る校舎内の図面は省略する。

[院生研究室詳細図]

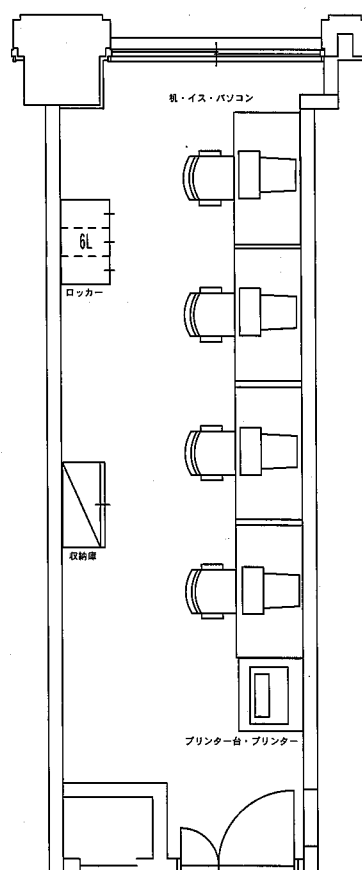
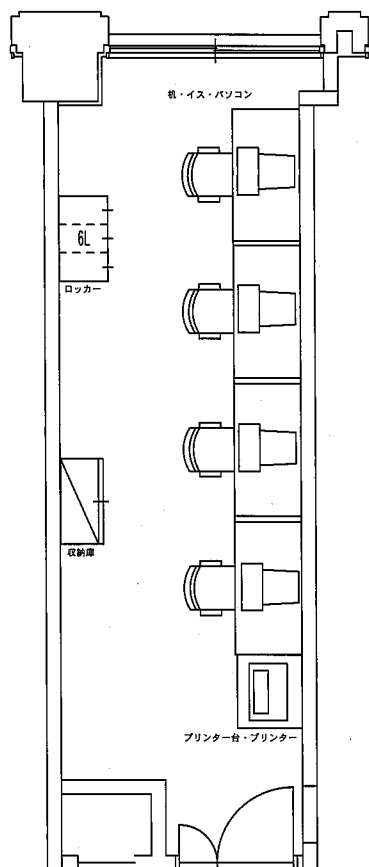
薬学研究科 医療薬学専攻（呉キャンパス 6 号館 9・10 階）

[室 数] 2 室

[面 積] 約 42 m² (2 室)

[収容人数] 8 人 (2 室)

[主な設備] ◎机、椅子 (各 8 台) (8 人分)
◎OA テーブル (2 台)
◎収納庫 (2 台)
◎ロッカー (6 人用 : 2 台)
◎パソコン (8 台)、プリンタ (2 台)



広島国際大学学位規定（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規定は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)学則第25条および広島国際大学(以下「本大学」という)学則第31条の規定に基づき、本大学において授与する学位、論文審査の方法、試験および学力の確認方法その他学位に関して必要な事項を定める。

第2章 学位の授与要件

（学位）

第2条 本大学において授与する学位は、博士、修士、修士(専門職)および学士とし、つぎのとおりとする。

博士(看護学)

博士(医療工学)

博士(臨床心理学)

博士(薬学)

修士(看護学)

修士(医療工学)

修士(医療福祉学)

修士(医療経営学)

修士(コミュニケーション学)

修士(感性デザイン学)

修士(工学)

臨床心理修士(専門職)

学士(診療放射線学)

学士(臨床工学)

学士(理学療法学)

学士(作業療法学)

学士(医療福祉学)

学士(医療経営学)

学士(臨床心理学)

学士(コミュニケーション心理学)

学士(工学)
学士(看護学)
学士(薬学)

(博士の学位授与要件)

第3条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という)された者にも授与することができる。

(修士の学位授与要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

(修士(専門職)の学位授与要件)

第4条の2 修士(専門職)の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第5条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

第3章 学位論文の審査方法

第1節 課程修了による博士および修士の学位論文審査方法

(博士論文審査の申請)

第6条 本大学院博士課程の学生が博士論文の審査を申請しようとするときは、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第5項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 博士論文は、自著1篇とする。ただし、博士論文の内容に関連のある参考資料を添付することができる。

3 研究科長は、審査のため必要があるときは、博士論文の訳文、模型または標本等を提出させることができる。

4 博士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

5 論文審査手数料は、50,000円とする。

(修士論文審査の申請)

第7条 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が修士論文の審査を申請しようとするときは、修士論文審査申請書に修士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第3項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 修士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3 論文審査手数料は、10,000円とする。

(学位論文審査)

第8条 研究科長は、第6条第1項または前条第1項の申請書を受理したときは、学位論文を研究科委員会の審査に付さなければならない。

(審査委員)

第9条 研究科委員会は、審査に付する論文ごとにその論文の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員のうちから主査1名、副査2名以上の審査委員を選出する。この場合において、1名は原則として指導教員とする。

2 研究科委員会は、学位論文審査のため必要があると認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等を前項に規定する審査委員とすることができる。

3 審査委員は、学位論文の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。

(最終試験の方法)

第10条 最終試験は、学位論文を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、学位論文の審査および最終試験が終了したときは、その学位論文審査の要旨、最終試験の結果の要旨および審査上の意見を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第12条 研究科委員会は、修得単位、学位論文の審査および最終試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について合格または不合格を議決する。

2 研究科委員会は、前項に規定する議決を行う場合には、委員会構成員(海外出張者、休職者および長期欠勤者等を除く)の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数の同意をもって議決する。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の規定により合格または不合格を議決したときは、その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第2節 論文提出による博士の学位論文審査方法

(論文提出による博士の学位請求の申請)

第14条 本大学院の学生以外の者が、第3条第2項により博士の学位を請求しようとするときは、学位申請書に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料100,000円を添え、学長に提出しなければならない。

- 2 本大学院の博士後期課程に3年以上（薬学研究科にあつては博士課程に4年以上）在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出する場合の論文審査手数料は50,000円とする。
- 3 第1項の博士論文を提出する場合の参考資料の添付および提出部数等については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

(博士論文審査)

第15条 学長は、前条第1項の学位申請書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の付託に基づき博士論文の審査を行うものとする。
- 3 前項の博士論文の審査は、学位申請書を受理した日から1年以内に終了しなければならない。
- 4 審査委員、試験の方法および審査結果の報告については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(学力の確認)

第16条 第3条第2項の学力の確認は、研究科委員会において委嘱された教員が行うものとする。

- 2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目および外国語について、口述または筆記により行うものとする。
- 3 本大学院博士後期課程に3年以上（薬学研究科にあつては博士課程に4年以上）在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が、博士論文を提出したときは、研究科委員会で定める年限内に限り、第1項に定める学力の確認を行わないことができる。

(授与資格の認定)

第17条 研究科委員会は、博士論文の審査、試験および学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という)について審議のうえ、合格または不合格を議決する。

2 前項の議決を行う場合の定足数等については、第12条第2項の規定を準用する。

3 第1項の審議結果の学長への報告については、第13条の規定を準用する。

第4章 専門職学位課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条の2 本大学院専門職学位課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者には、専門職学位課程委員会の議を経て、学長が課程修了を認定する。

第5章 学位の授与等

(学位の授与)

第18条 学長は、博士および修士の学位について、第12条第1項または第17条第1項の議決を経て、課程修了または授与資格の認定を行い、当該学位を授与する。

2 学長は、修士(専門職)の学位について、第17条の2により、当該学位を授与する。

3 学長は、学士の学位について、本大学学則の定めるところにより、当該学位を授与する。

4 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

5 修士および修士(専門職)の学位記の授与は、毎年3月および9月とし、博士の学位授与日は、学位授与判定の日とする。

(学位名称の使用)

第19条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「広島国際大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第20条 学長は、博士、修士、修士(専門職)または学士の学位を授与された者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会(専門職学位課程においては専門職学位課程委員会(以下「研究科委員会等」という))または教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

イ 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

ロ 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

2 前項の研究科委員会または教授会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第6章 博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3カ月以内に、その博士論文の内容の要旨および博士論文審査結果の要旨を公表するものとする。

(博士論文の印刷公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その博士論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、学長は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前各項の規定により博士論文を公表する場合には、第1項については博士論文に「広島国際大学審査学位論文(博士)」、前項については博士論文の要旨に「広島国際大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

第7章 その他

(学位論文等の返付)

第23条 受理した学位論文および納付された審査手数料は、理由の如何を問わずこれを返付しない。

(学位記等の様式)

第24条 学位記の様式は、様式第1から第5までのとおりとし、論文審査申請書、学位申請書、論文目録および履歴書の様式については、別に定める。

(細則)

第25条 この規定に定めるもののほか、学位論文の提出時期および審査の期限ならびに試験等学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

(規定の改廃)

第26条 この規定の改廃は、博士、修士および修士(専門職)の学位に関する条項については大学院委員会、研究科委員会等、学士の学位に関する条項については教授会、学部長会議および学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2012年4月1日から施行する。
- 3 2011年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。

様式第1

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式

学位記		○博甲第	号
氏名			
大学印			
年		月	日生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査および最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する			
論文題目			
年		月	日
広島国際大学長		印	

備考 規格は、A4判とする。

様式第2

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

学位記		○博乙第	号
氏名			
大学印			
年		月	日生
本学に下記の博士論文を提出しその審査および試験に合格し所定の学力を有するものと認められたので博士(○○)の学位を授与する			
論文題目			
年		月	日
広島国際大学長		印	

備考 規格は、A4判とする。

様式第3

第4条の規定により授与する学位記の様式

		○修第	号
学位記			
		氏名	
大学印			
		年	月 日生
本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ修士論文の審査および最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する			
年 月 日			
広島国際大学長		印	

備考 規格は、A4判とする。

様式第4

第4条の2の規定により授与する学位記の様式

		○修専第	号
学位記			
		氏名	
大学印			
		年	月 日生
本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得したので○○修士(専門職)の学位を授与する			
年 月 日			
広島国際大学長		印	

備考 規格は、A4判とする。

様式第5

第5条の規定により授与する学位記の様式

		○学第	号
卒業証書・学位記			
		氏名	
大学印			
		年	月 日生
本学○○学部○○○学科所定の課程を修めたことを認める			
		広島国際大学○○学部長	印
本学○○学部長の認定により本学を卒業したことを認め学士			
(○○)の学位を授与する			
年		月	日
		広島国際大学長	印

備考 規格は、A4判とする。

広島国際大学大学院教員選考規定

(準拠)

第1条 任用規定第8条の教育職員のうち広島国際大学大学院学則第8条に定める大学院教員の選考については、この規定の定めるところによる。

(大学院教員)

第2条 大学院教員(専門職学位課程を除く)を、博士前期課程または修士課程(以下「修士課程」という)担当教員および博士後期課程担当教員に分け、それぞれを研究指導および授業担当の教員、研究指導の補助担当の教員ならびに授業のみ担当の教員に分ける。

2 専門職学位課程担当教員は、授業担当の教員とする。

(修士課程の研究指導および授業担当教員の資格)

第3条 修士課程の研究指導および授業担当教員になることができる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- ロ 研究上の業績が前号の者に準じると認められる者
- ハ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

(博士後期課程の研究指導および授業担当教員の資格)

第4条 博士後期課程の研究指導および授業担当教員になることができる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- ロ 研究上の業績が前号の者に準じると認められる者
- ハ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

(研究指導の補助担当の教員および授業のみ担当教員の資格)

第4条の2 修士課程および博士後期課程の研究指導の補助担当の教員ならびに授業のみ担当の教員となることのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

- イ 第3条および前条の各号のいずれかに該当する者
- ロ 研究上の業績があり、研究指導の補助あるいは授業を担当する能力・識見があると認められる者

(専門職学位課程の授業担当教員の資格)

第4条の3 専門職学位課程の授業担当の教員となることができる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

イ 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者

ロ 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

ハ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

(担当教員の選考)

第5条 担当教員(専門職学位課程を除く)の選考は、当該研究科長の申請に基づき、研究科委員会の議を経て、大学院委員会が行う。

2 専門職学位課程の担当教員の選考は、当該専攻長の申請に基づき、専門職学位課程委員会が行う。

(提出書類)

第6条 前条第1項の選考にあたり、当該研究科長は、つぎの書類を大学院委員会に提出しなければならない。

イ 所定の履歴書

ロ 所定の教育研究業績書

2 前条第2項の選考にあたり、当該専攻長は、つぎの書類を専門職学位課程委員会に提出しなければならない。

イ 所定の履歴書

ロ 所定の教育研究業績書

(選考決定)

第7条 担当教員(専門職学位課程を除く)の選考は、大学院委員会の表決によって決定する。

2 専門職学位課程の担当教員の選考は、専門職学位課程委員会の表決によって決定する。

(非常勤講師の選考)

第8条 非常勤講師の選考については、この規定を準用する。ただし、選考決定は、当該研究科長の申請に基づき、学長が行うものとする。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、学長ならびに大学院委員会、研究科委員会(専門職学位課程に関する条項については、専門職学位課程委員会)の意見を聞き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2003年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2007年4月1日から施行する。

広島国際大学大学院 薬学研究科医療薬学専攻（博士課程） 臨床・講義研修計画【概要】

■研修実施機関：下記の医療機関のうち、1箇所

- ①独立行政法人国立病院機構 呉医療センター・中国がんセンター
- ②国家公務員共済組合連合会 呉共済病院
- ③独立行政法人労働者健康福祉機構 中国労災病院

■研修実施期間：1年次生の任意の時期、3ヶ月間（480時間）以上。

実施時期は、受け入れ側病院、研究講座、および学生の話し合いによって決める。

区 分	内 容 等
実習科目名	医療薬学特設講座Ⅱ（臨床・講義研修）
開講年次	1年次。医療薬学研究分野コース（選択必修科目） 医療薬学基盤研究分野コースと医療薬学支援研究分野コース（選択科目）
実施時期	3ヶ月（480時間）以上。大学院指導教員、病院側指導薬剤師、および学生本人の話し合いで1年次の適切な時期を決める。
実習期間	○実習オリエンテーション /10 時間 ○チーム医療に参画し、高度医療の現状調査・把握 /280 時間 ○フィジカルアセスメント、ポイントオブケアの研修 /150 時間 ○情報収集や関連する講習会、教育セミナーへの参加 /40 時間
研 修 先	呉医療センター・中国がんセンター、呉共済病院、中国労災病院、のうち1箇所
研修目的	①薬剤師が関与する高度医療チームに参画し、先進医療の実態を調査する。 ②医療薬学に関連する研究テーマや医療における問題点を探索し、大学院における研究テーマ策定の一助とする。
研修目標	①高度医療の実態を認識し、医療薬学が果たすべき役割や課題を認識すること。 ②現状の薬物療法における問題点や課題および改良すべき点など、研究課題を見つけること。
研修内容	学生は、チーム医療に参画し、高度医療における薬剤師の役割を理解する。 医療施設側は、カンファレンスに参加できる機会を与えると同時に、薬剤師のためのフィジカルアセスメント（患者に直接接触し血圧、湿性ラ音などを診る）やポイントオブケア（患者血液の簡易測定）等の臨床および教育研修を行う。 研修期間中、大学側教員は定期的に巡回指導を行い研修目標への進展を図るとともに、病院側指導者と共同で、大学院における研究テーマ策定の指導を行う。 学生は、臨床・講義研修を履修するとともに、研修総括レポートを作成する。
評価方法	次の①～③を併せて総合的に評価する。 ①出欠状況 ②研修総括レポートの内容 ③研修目標への到達度